

(第一類 第十一号)

衆議院 遠信 委員会 議議録 第八号

(一六一)

平成三年四月十七日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長

野中 広務君

理事 川崎 二郎君

理事 原田 義昭君

理事 松浦 昭君

理事 武部 文君

理事 赤城 德彦君

佐藤 守良君

長勢 甚遠君

平田辰一郎君

坂井 弘一君

菅野 拓君

田中 昭一君

秋葉 忠利君

森 真鍋

萩山 光広君

鈴木 恒夫君

教義君

興起君

小林 英介君

山下八洲夫君

鳥居 一雄君

中井 治君

坂井 敏男君

増田 昭一郎君

萩山 教嚴君

古賀 一成君

佐藤 嘉文君

武藤 嘉文君

平田辰一郎君

辞任

秋山 教嚴君

補欠選任

同日 古賀 一成君

佐藤 嘉文君

武藤 嘉文君

平田辰一郎君

委員の異動

辞任

補欠選任

四月十七日

委員外の出席者

通信委員会調査 室長 辛島 一治君

出席政府委員

郵政省貯金局長

郵政大臣 関谷 勝嗣君

松野 春樹君

中井 治君

坂井 弘一君

菅野 拓君

田中 昭一君

秋葉 忠利君

森 真鍋

萩山 光広君

鈴木 恒夫君

教義君

興起君

小林 英介君

山下八洲夫君

鳥居 一雄君

中井 治君

坂井 敏男君

増田 昭一郎君

萩山 教嚴君

古賀 一成君

佐藤 嘉文君

武藤 嘉文君

平田辰一郎君

同日 古賀 一成君

佐藤 嘉文君

武藤 嘬君

平田辰一郎君

同日 古賀 一成君

佐藤 嘬君

次に、金融自由化、また金利の自由化ということが調達コストのアップにつながるわけで、その対策として金融自由化対策資金が設けられたわけです。これがこれから先どういうふうになつていいのか、次にお尋ねしたいと思います。

平成三年度までは自由化対策資金は累計額で十五兆円ということが決まっておりますけれども、これから先、自由金利商品がどんどんふえていくということになりますと、果たしてこれで足りるのかどうなのか、いろいろな方策が出てくると思うのです。現在、郵貯のMMCのシェアが9%、民間では自由金利商品が六割から八割ということです。民間ではもう自由金利商品が過半を占めるようになりますと、これからも郵便貯金のMMCの割合がどんどんふえてくるのではないか、そうしたときに十五兆円の金融自由化対策資金では足りなくなつてくるのではないか。まずその規模の問題、これが一つあると思うのです。

それから、もう一つには、より有利な運用をするということで始まつた対策資金ですから、規模の面もそうですが、さらに有利な運用先はないかな、これを考えていかなければいけないのではないかなどと思ひます。昨年の当委員会でも御質問させていただきましたけれども、自由化対策資金の新規運用額のうちの半分以上を国債に充てなさい、こういうルールになつてているわけなんですけれども、必ずしも国債の利率がいいわけではありませんので、むしろそういうルールにとらわれずにもつと有利な運用先があればそれをどんどん取り込んでいく、そういうことが必要ではないかな、そういうふうに考えるわけです。それから三番目に、自由化対策資金の割合がもし自由金利商品の割合と同じだけふえていく、例えば民間のように六割から八割になつたら、それと同じぐらいの自由化対策資金を積まなければどうしても対応できないというような事態もあるのではないか。そうなつたときには、本来の郵便事業の目的であります財投を通じて地域に還元していく、そつちの本来の目的がおろそかになつてしま

う、そういうおそれもあるわけです。

そのような事態にならないためにも、逆に金融対策資金を使つて積極的に地域に還元していく、具体的には地方公共団体や第三セクターに貸し付けていく、自由化対策資金の中からそういうものに貸し付けていく、これも大事なことになつてくるのではないか。この点につきましては年來要求を出されていると思いますけれども、今回認められなかつたわけでございます。今後そういった対策をさらに考えていくべきではないか。

それからもう一つは、これは根本的な問題なんですかけれども、財投の預託金利、こっちの方も少し上げてもらわないと間に合わなくなつてしまふのではないか、何か財投の預託利率の面で改善できる部分があるのではないか、そういうふうにも考へるわけです。

このようないろいろ自由化対策資金をめぐる問題点、今四つばかり申し上げましたけれども、これから先どういうふうに対応していかれるのか、お答えをいただきたいと思います。

○松野(春)政府委員 先生ただいま御指摘いたしましたように、金融自由化の進展に伴いまして生じます現象といいますか、大きく分けて二点を仮に申し上げますと、一つは御指摘のように調達コストの増加、これは否めない事実であろうと思ひます。

それから二つ目としまして、やはり預金者の方の金利選択の厳しさと、いうものが反映されまします。それから、有利な短期運用対象である、無担保短期約束手形みたいな商品でありますのが、いわゆるコマーシャルペーパーの市場も整備されておりまして、こういう有利な運用への運用対象拡大が必要ではなかろうかということで、これもことじつくり関係機関といろいろ協議してみたいと思って、今検討を進めております。

それから三点目の、先生御指摘の国債の運用關係であります、御指摘のように、この国債の円滑な消化に政策的に協力するということで、新規運用額の二分の一を新発国債の引き受けに充てております。

これに対する考え方でけれども、確かに国債そのものは他の債券と比べて利回りが比較すれば低いわけございまして、その意味では運用上の負担となることも事実でございます。ただ、国債の性格からしまして、大変安全性、流通性があることでもまた事実であります。相場動向によりま

六十二年度からの五年計画がちょうど本年で終了いたしますが、この本年度末を見通しますと十五兆円に達する、これも御指摘のとおりであります。

では、現在政府内部ではまだ白紙の状態であります、ことしの夏の平成四年度予算概算要求時までに、この運用規模を拡大する方向で鋭意具体的に検討していきたいというのが現在のスタンスでございます。

それから御指摘の二点目の、運用対象の拡大の問題であります、昨年の予算折衝時でも要求しましたが、残念ながら地方公共団体及び第三セクターへの融資が実現しませんでした。しかし私どもこれを、地域開発に対する御協力と同時に、事業としても有利で確実な資金運用対象というふうに理解しております。今後も頑張っていきたいと思います。

また、最近のマーケットの実際を見てまいりますと、例えば保有債券の価格変動リスクをヘッジする手段として認識されておりますいわゆる先物・オプション取引の市場も整備されております。それから、有利な短期運用対象である、無担保短期約束手形みたいな商品でありますのが、いわゆるコマーシャルペーパーの市場も整備されておりまして、こういう有利な運用への運用対象拡大が必要ではなかろうかということで、これもことじつくり関係機関といろいろ協議してみたいと思って、今検討を進めております。

それから三点目の、先生御指摘の国債の運用關係であります、御指摘のように、この国債の円滑な消化に政策的に協力するということで、新規運用額の二分の一を新発国債の引き受けに充てております。

これに対する考え方でけれども、確かに国債のものは他の債券と比べて利回りが比較すれば低いわけございまして、その意味では運用上の負担となることも事実でございます。ただ、国債の性格からしまして、大変安全性、流通性があることでもまた事実であります。相場動向によりますから、全体を見ますと、一概に国債の引き受けが不利な債券であるとは言えない面もあるうかと思います。ただ、御指摘のように今後金融自由化が一段と進んでまいります中で、現在のままでいるのかどうかというところは私どもやはり疑問に感じている点がありますので、これも恐らく今年度の協議課題になると思いますが、この国債引き受けルールも含めて検討してまいりたいと存じます。

次に、給与の振り込みの問題についてちょっとお尋ねをいたします。

現在、公務員の給与振り込み、これは郵便貯金では利用できない、通常貯金に振り込みができるなどということになつております。昨年予算要求の中での給与振り込みもできるようにしてほしいという要求が出されておつたと思うのですが、それが認められなかつた。そこら辺の経緯などをお伺いしたいと思います。

特にこの給与振り込み、もうほんどのサラリーマンや公務員、職員の方は、給料を封筒でもらつて、そのまま家へ帰つて奥さんには渡すということは少なくなつてきたようで、給与の振り込みを利用したいという希望が大変多いんじゃないかと思います。ところがやはり過疎地なんかで、例えば郵便局しかないような地域で給与振り込みをやりたいと思ってもできない。これは非常に不便でありますし、またマイナスではないか。

最近では二十四時間営業のストア、あそこへ行きますと電話料金や水道料金を振り込むことができる。非常に便利になつてきております。そういう中で、郵便貯金では給与振り込みができない。これは今までできなかつたのが非常におかしいんじゃないかなと思いまして、いろいろ聞いてみましたが、どうも通常貯金は口座振り込みができる。非常に便利になつてきております。そこで、郵便局の方が事業者にかわつて振り込む、何かテクニカルいろいろやり方があるそうです。そういうふうなテクニカルな方法を講じるのも一つでありますし、直接に、通常貯金に振り込み機能を設けさせることで、普通預金化する、そういう方法で真っ正面から給与振り込みができるようになりますし、もうと直接に、通常貯金に振り込み機能を設けさせることで、普通預金化する、そういう方法で真っ正面に合つた、またこれは先ほど申しましたけれども金融自由化いろいろなサービスを提供していく、その中で郵便局がそういうニーズに対応していくことが大事なのではないか、そういうふうに考えております。

今までどういう経過だったのか、それからこれからどういうふうに対応されるのか、お答えいたいと思います。

現在、公務員の給与振り込みは、昭和五十三年度に創設された制度でございます。昭和五十八年度を境としまして残念ながら減少傾向をも実は考えておりまして、事務折衝の形では相当長い折衝の経緯があります。

その間、歴史的にいえば、例えば国家公務員の場合には予決令の関係もこれあり、郵便貯金は貯蓄が主であつて決済性を持つた口座ではないから振り込みは無理であるとかという議論も確かにいろいろ闘わされてまいりました。

当委員会で昨年の第百十八回国会におきましても、給与振り込み等につきまして早期に実現しないといふ御支援の附帯決議をいただいて、鋭意昨年の予算折衝時にも折衝いたしました。しかし残念ながら、先生も今御指摘のように実現をできませんでした。そのときの大蔵省等の意見は、やはり民衆圧迫になる、あるいは通常郵便貯金に決済性を付与することとなり問題である云々というふうなことを言われておるようあります。

ただ、よく考えてみると、この給与振り込みの問題はあえて予算折衝時だけのマターでなくして、平時においても合意に達すれば十分解決がかなう問題でありますので、昨年の年末には、今後引き続き両省間で協議を行うという確認をいたしまして、現在も地味ではありますかが着々と折衝のやりとりは続けておるわけであります。

大蔵省の主張いたしまして、郵政省として現時点での判断であります。現在国家公務員のうち給与振り込みを利用していない方々は給与法適用職員で三十万人にすぎない。したがいまして、郵便局を利用するようになつたとしても、民間金融機関を圧迫する云々の問題はないであろうといふのが一つであります。

それから私どもの通常郵便貯金におきまして、既に自動払い込みでありますとか自動受け取り等

の決済サービスを昭和五十七年から実施して国民生活にも定着してまいっております。先生も一部ちょっとお触れになりましたが、もし通常郵便貯金口座と決済との関係で仮に何がしかの議論があるとしたら、私どもで持つております送金決済手段である郵便振替口座との兼ね合わせで、先生御指摘のようにこれは十分対応できる問題でもあります。

私どもの説明があるいは打ち出し方が相手の納得を得られない原因の一つにあるのではないかと自分自身でもいろいろ反省しながら、再度いろいろ形で構成をまとめまして、銳意折衝を続けて、できるだけ早く実現したいという気持ちでいっぱいございました。ありがとうございました。

○赤城委員 今局長が言われましたように、国機関である国家公務員の給料が国の機関である郵便局に振り込めない、これは常識から考えても非常に不自然なことありますので、ぜひ給与振り込みが実現するようお願いしたいと思います。

次に、今度の法案に係ります進学積立貯金についてお尋ねします。

進学また教育にかかる資金というのは、今非常に高くなつてきている。私立の文科系で入学から授業料全部含めて三百四十万円という数字があるそうですが、学部によつては、例えば医学部なんかではもつと高いのではないか。下宿代、予備校、生活費、いろいろ教育にかかる資金で月二十万円仕送りをしなければならないという例も多々聞きます。そういう中で進学ローンまた進学積み立て、こういったものが非常に重要なになっている。国民金融公庫の進学ローン、これは平成元年度限度額を引き上げて五十万円から百八万円にした。その後、どんどん伸びております。現在、十一万件九百八十一億円と大幅に伸びてきました。ところが、郵便貯金の方の進学積立貯金は五十八年以降減り続けている。五十七年度末で二百四十二億円が平成元年度末で五十二億円、こんなに減つてしまつた。

それから私どもの通常郵便貯金におきまして、既に自動払い込みでありますとか自動受け取り等の積立目的が進学時だけに限つておりましたもの

方の積み立てが減つてきました。

これは一体どこに原因があるのか、また、今回の改正でそれがどの程度改善されるのか、お尋ねしたいと思います。

○松野(審)政府委員 進学積立郵便貯金は、昭和五十三年度に創設された制度でございます。昭和五十八年度を境としまして残念ながら減少傾向をたどりまして、平成元年度の新規利用件数は七千件、むしろ七千件しか利用されないという言い方の方が正しいと思います。また、平成元年度末の口座数は二万一千件という状況になってございまます。

それからもう一つは、私どもの内部の事情でございますが、定額貯金の存在が余りにも大きいために、周知活動の中でどちらかといつと定額貯金等に周知が偏りがちであったと、今率直に自己批判をいたしております。

それから三項目は、貸付限度額が百八万円と相対的に低い額であった。これは今回、公庫の業務方法書という国民金融公庫サイドの内部改正で百五十万円に引き上げるべく今準備を進めております。

それから四点目に、積立期間の問題であります。が、從来は一年以上三年以内の積み立てといふことで比較的短期であつたために、高額の積み立てが、必要とする額の積み立てが困難であつたといふこともあるのではないかと思います。この点につきましては、今回の郵便貯金法の施行令改正で対応しようとしておるのですが、五年まで延長することで今考えています。

それから次に、これは今回法律改正でお願いしている点であります。従来の進学積立郵便貯金の積立目的が進学時だけに限つておりましたもの

を在学時も含めて広く教育全体ということで、在学時全体を対象としたいというふうに目的の拡大を今回図ろうとしておりますが、従来は進学だけに限られておつたというものであろうかと思います。

定されていたという事情もあります。例えばよくわかりやすい例で言いますと、一般的の予備校等は対象になつていなかつた。今回はこういう各種学校等も対象に加えるべく、国民金融公庫の政令レベルの改正であろうと思いますが、今対応していただいているところであります。

この新しいふうなことでこの進学補立奨便貯金がかなりの低調の一途をたどっておったと認識しておるわけですが、今回のものもろの改正を契機としまして、今後、第一には、一層のP.R.をまずひとつやってみようということで考えております。

それから、この制度そのものは、一方では教育のために自己資金を蓄えながら、また貸し付けのメリットも受けられるということに特徴があるわけでありまして、この制度の特徴そのものも失われておらないというふうに私は認識しております。ぜひとも積極的に利用促進を図つてまいりましたいなと思っておるところでござります。

○赤城委員 時間がなくなつてしまひましたので、

最後の質問にさしていただきたいと思います。
進学また教育の積立貯金がこれからどんどん伸びるようにお願いしたいと思いますが、一方、国際ボランティア貯金が新しく始まって、これが非常に調子がいい、評判がいいと伺っておりますけれども、今の募集状況、どのぐらい件数や額があるのか、また、これから実際に援助へ向けるなんですかけれども、配分をどういうふうにやっていくのか、その点をお尋ねして、最後の質問とさせていただきます。

○松野(春)政府委員 私どものコンピューターを操作しまして、最終的な確定数字は今月の下旬になるわけですが、三月末現在で締めました平成二年度分の国際ボランティア貯金の協力をい

ただきました状況を申し上げますと、件数で二百十二万件、金額にいたしまして、当初の七億二千万を大きく上回りまして約十一億円というふうに把握いたしております。

これを、三月から四月の十五日までという形で
NGOの公募を行つたわけあります。ちょうど
今週の月曜日が一応十五日になるわけですが、郵
送でまだ今届きつつあるものもありますので数は
若干変動的ですが、本日の朝現在の状況ですと、
団体数で九十三団体が応募されております。最終
的には、現在郵送中のものを入れますと百前後
の団体から申請があるのでないかと見込んでござ
います。

この公募状況を見ますと、申請援助事業のジャ

ンルも各般にわたっておりますが、アフリカ、中南米等も、ますととか医療衛生、教育関係、職業訓練関係あるいは農村開発、生活改善や環境保全それから難民救援と多岐にわたっておりますが、実施地域につきましても、何と申しましても一番多いのはアジアのようですが、

相当数このNGOの事業対象として申請の中に盛り込まれておるようあります。

初年度でありますて、私どもも大変いろいろ苦心しながら、このボランティア賃金に対する御協力をいただくこと、あるいは実際NGOがこれに応募していただけること等につきまして注視していただきまして、初回といたしましては予想以上に大変御理解をいただいているな。今後ひとつしつかり心を引き締めてこの扱いに遺漏のないように対処してまいらなければいかぬなということを考えておる次第でございます。

○赤城委員 終わります。ありがとうございます。
○野中委員長 次に、武部文君。

いうことを言い続けてきたわけあります。ようやく一千万円という大台に差しかかってきたわけあります。が、郵政省の職員が長年勤めて退職金をして、せめて自分の勤めておった郵政省に退職金は全額貯金をしたい、こう思つても、一千万円にようやく今度なつたわけですけれども、とてもこれじや追いつかぬ、こういう状況であります。地方におればそういう声をよく聞くのです。

そもそもこの貯金の限度額というのは、利子がすべて非課税であった、こういうために設けられたものでございまして、我々はそういうことをずっと聞かされてきましたが、今日この非課税制度というものが我々の主張にもかからず廃止になつて、郵便貯金すべて課税、こういうことになつたわけです。そうなれば当然この限度額といふものは無意味なもので必要ないじゃないか、私はそういうふうに主張すべきだし、またそうだと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○松野(春)政府委員 私どもの郵便貯金といわゆる利子税制との絡みは大変長い歴史がありますて、たしか大正八年だつたと思いますが、郵便貯金非課税というふうな制度が入つたと思います。そのいろいろな変遷がありますが、民間におきましても、これは昭和三十八年でありますたが、もし間違つておつたら訂正させていただきますが、いわゆるマル優制度が採用されまして、私どもの預入限度額とあたままで一致するわけであります。が、この利子非課税制度と私どもの預入限度額といふものがいわば歴史的には運動したような形で理解されてきたということは御指摘のとおりであります。

したがいまして、從来、郵便貯金の利子のすべが非課税であったこととの関連でこの預入限度額が設けられていたわけであるから、御指摘のように利子非課税制度が原則廃止された現在においては、この預入限度額は撤廃されしなるべきだという考え方ば、私は十分あり得る御議論であろうと思ひます。

○松野(春)政府委員 私どもの郵便貯金といわゆ
うことになつたわけです。そうなれば当然この限
度額といふものは無意味なもので必要ないじやな
いか、私はそういうふうに主張すべきだし、また
そうだと思うのですが、この点はいかがでしよう
か。

る利子税制との絡みは大変長い歴史があります。たしかに大正八年だったと思いますが、郵便貯金非課税というふうな制度が入ったと思います。そのいろいろな変遷がありますが、民間におきましても、これは昭和三十八年でありますか、も

し間違つておつたら訂正させていただきますが、いわゆるマル優制度が採用されまして、私どもの預入限度額とたまたま一致するわけであります。この利息非課税制度と私どもの預入限度額といふものがいわば歴史的には運動したような形で理解されてきたということは御指摘のとおりであります。

したがいまして、従来、郵便貯金の利子のすべてが非課税であったこととの関連でこの預入限度額が設けられていたわけであるから、御指摘のように利子非課税制度が原則廃止された現在においては、この預入限度額は撤廃されてしかるべきだという考え方ば、私は十分あり得る御議論であろうと思ひます。

ただ、郵便貯金につきましては、私ども国営事業あるいは非営利事業ということをやつておるわけであります。専ら個人を相手として簡易で確実な預蓄手段の提供ということを旨としておる

いう事情もございまして、私の現在の立場から、今直ちに預入限度額制度を廃止するということにつきまして、よくわかりましたと言うわけには実はまらないことも御理解いただきたいと思います。

ただ、私自身の気持ちとしては、少なくともこの預入限度額の水準が、日々変わってまいります。金融情勢下あるいは国民所得との兼ね合いで適正な水準にぜひとも維持されねばならないということは、こはまことへて思っておりません。

○**武部(文)委員** それなら、その適正な水準とは郵政省としてはどのくらいに持つておるか、これをちょっとと聞かせてください。

ましては、そのときどき、いろいろ限度額の引き上げ要求を出しますときに、慣例的と言つては語弊があるかもしれません、国民の貯蓄目標額、日銀の調査で毎年出ております。

「これは一世帯当たりの目標額が出てまいります。昨年のデータでは、一世帯当たり約二千四百万円というふうなデータが出ておったわけでありました。したがいまして、概算要求時点では、その二分の一であります。大体二人家族、夫婦一人としてみると一千二百万程度は欲しいなというふうなことを念頭に既算定を一回おこなっておるところです。

のを全員に機会をもつて意見を述べてありますから、これは必ずしも方程式的にきっちりした計算簿ではあります。よせんので、いわば若干腰だめ的な要素もありますが、一千万を超えると、あるいは一千万の声を聞きますと、現時点では、この預入限度額制度を前提にした限度額としては私はまずはまずの水準でないかというふうに理解いたしております。

からそれ以上のことは言いませんが、一千二百万という要求それ自体も私はちょっと低過ぎるような気がします。

ひそれを貰いて主張は曲げないでやつてほし」と
二う思ふミー。

税金のことは、ボランティアの問題もありますから後でもう一つ触れておきたいと思いますが先に進みます。

そこで、ちょっと念のためにこの場で聞いておきますが、郵便貯金が非課税制度が廃止になつて利子に二〇%の税金がかかるようになつたわけですね。これは総額として、平成元年から一年ですが、一年間に一兆一千億円も郵便貯金の中から税金が取られられており、こういう資料をもらったのですが、私ははずっと主張すべきものはすべきだ、こう思っています。

○松野(春)政府委員 平成二年度におきまして、兆二千二十一億円が納税額ということで間違いございません。

ただ、参考までに申し上げますと、平成元年度は一千五百五十三億円でありますて、相当大幅に伸びておりますが、四月一日より二年間の

以前の高金利の時代の定額貯金が三十四兆円、集中満期をいたしておりますが、その影響も平成二年

度にはあつたかと思います。
○武部(文)委員 それにしても大した金額を税金として召し取つてしまつたのです。戦

はここで絶対反対を続けてきたわけですよ。頑張つたけれどもとうとうやられた。その金額が何

と一年間に一兆二千億円も取られてしまつた。これは大変なことだと思うのですが、今ここでそれについてお話をうかがひたいと思います。

このときの申し合わせどおりこれは平成五年には再検討することになつておるわけですから、

そういうときには、郵便貯金の庶民性という実態から、あくまでももとへ戻るような努力は我々としては続けていてほしいし、郵政省としてはぜ

努力してもらわなければいけません。現場はそ
言つて いるのですよ、第一線は。評判がいいか
悪いか、そこまでついては

やるうと思つた一でできないようになつてゐる
だ、この原因は何だろうか、こういうことにな
わけです。相手、相手ということはさつきから

強硬かもしませんが、やはり現業官庁の郵政省

としてはあくまでも主張すべきものは主張し続けていく、そういう点でひとつ突破口を開いてもらいたい、こういうことを特に要望しております。

もう一つ、次は現金振り込みの問題ですね。預
手が総合通帳を持っておってその記号、番号、氏

名 これだけわかれば、どこかの郵便局でも現金振り込みをすればいいんじゃないかな。こういうことが当然私はあつてしかるべきだと思うのですが

そういうときには、今は振り込み方が振替貯金口座を持つておらなければだめだ、こういうことに

なつて大変不便だ。
例えは土地の代金とか売買代金とかいうものは
相当金額が高いですよ。一千万とかそれに近づいて

うな金額も多いわけですが、簡単にそういうことができるのか。相手の番号と氏名をさ

はつきりしておれば、こづちに何も振替貯金口座を持つておらなくたってどこの郵便局へ行っても、まことに払はるい込めるようなそうなことはできないな

○松野(春)政府委員 ちょっと事務的な説明になつ

現在、私どもの総合通帳を利用してでまます
て恐縮でありますか申し述べさせていただきま
す。

サービスは、貯金の預払いはもちろんであります
が、それ以外にゆうゆうローンでありますとか給

与預入、さらに郵便貯金と郵便振替を組み合わせた自動払い込みなどの各種のサービスを提供いたしてきておると二つでございます。

先生御指摘の総合通帳で送金を行うサービスにつきましては、この郵便振替口座を利用する形で、

平成元年の八月から総合通帳に郵便振替口座を組み込む形で開始しております、まだ利用としま

進んできております。したがつて、国際送金業務がますます利用者のニーズも著しく増加しております。これは日本全国、都市部に限らずそういう現象が見られるとは私は理解しております。したがつて、今後、この利用が見込まれるような都市の無集配特定局を中心といたしまして、順次とお話し申しますが、少し私の気合いが表に出てしまいませんが、積極的にこの国際送金の取扱局を拡大してまいりたいと思つております。

当面、私今考えておりますのは、今後二年間で少なくとも三百局程度は広げたい、無集配特定局でありますか広げたいなどというふうに考えておるところでございます。

○武部(文)委員 わかりました。わかりましたが、これは手続はそう難しいことじやないので、無集配局でも大きな局もあれば小さい局もあるわけで、ぜひその無集配局にもそういう国際送金ができるようにしてほしい、こういう要望は強いようですから、簡単にすぐにはできないかもしれませんのが、ふやすような努力は続けてほしいと思います。

今度できました都市型の簡易郵便局ですね、そういうところは全くこれはだめなんですか。

○松野(春)政府委員 昨年から都市型の、いわゆるシティ・ポストと申しておりますが、簡易郵便局の増置に取り組んでおりますが、現在まだ対象としておりません。

○武部(文)委員 わかりました。これはひとつ検討していただきたいと思います。都市型の郵便局というのは大変利用率が多くございまして、これはごらんになっていただけおわかりのとおり、予想以上に利用者が多いわけですから、こういう点もひとつ検討の対象にしてほしいと思います。

次に、この郵便局の奨励関係、昔は奨励といえば、保険は外務、貯金は奨励、そういうような課業というようなことになつておるのですが、今名前は変わりまして営業といつたぐらいですが、今までして営業も、この営業関係、これは大変大事な仕事だと思います。現在貯金業務に携わる者が六万数千人全

国におけるわけですが、大半が第一線での奨励事務に当たつておる。集金ないし奨励事務、こういうことになるわけですから、一つの目標が立てられて今年度はこれぐらいの増強、こういうことはまあ例年のとおりだと思います。

したがつて、それを否定するものではございませんが、例えは、ことしの重点目標は何と何と何、こういうふうにして指示をおろされ、計画を本省から郵便局におろされで、郵政局から現場の第一線にそれが行く、こういう過程でいろいろな問題が起きています。

例えば、先ほど同僚議員からお話をございましたような給与預入の問題とか、あるいは年金の振替預入の問題とか、いろいろな問題があるわけですが、目標が郵政省の本省から中国郵政局なりに提出されるときも次第に目標がふえていくのですよ。例えは百が百二十五になつてみたり、百二十五が百三十になつてみたり、目標をプラスしながら現場におりていく。そして、最後には個人にそぞれが大体割り当てられていく。こういう格好はずつと昔からあつたわけで、したがつてそういう奨励問題をめぐつていろいろなトラブルがあつたたりしたこと私は記憶しておるわけですが、近年はそういうトラブルがあんまりないというふうには聞いておりました。

例えは、目標が百百よりおるのに百五十ぐらいにして現場へおろして目標達成を競争させるといふ、いわゆる競争ですね。したがつて、十なら十の郵政局の中で一番から十番まで、いつも順番が決まっておりますが、競争する。これは今の世の中では私は否定はいたしません。そういうことはあるだろうし、競争によつて成績が上がることもありますた否定できない事実だ、こう思いますが、これが度が過ぎるとちょっと問題になるんです。例えは数字を上げるために件数だけとつてくれればいいとか、そういうことになつて内容がおろそかになつてしまふ、こういう嫌いが私はないとは言えないと思うのです。そのために、郵政局から示さ

された目標を達成するため、ただ単に件数をふやしてみたり、こういうような傾向がなきにしもあらずということをお聞きます。

したがつて、あなたの方はこういう獎勵の問題について、目標をどういうふうな形にして郵政局に流されるか、郵政局に流されたらそれは郵政局の責任でやるよう郵政省としては考えておるのか、その点はどうでしょうか。

○松野(春)政府委員 これは私ども郵政省の簡易保険事業におきましても郵便貯金事業におきましても、やはり職員の営業努力ということがこの事業の発展を大きく左右することになりますから、職員が本当に自發的に一生懸命頑張つていただいて、事業が発展し、また利用される方々も喜ばれるということが一番望ましいし、また長続きするおつき合いになるというふうに理解いたしております。

今先生御指摘の中で、具体的な事例は直接郵便局から耳にしたことは私自身はありませんが、時々私自身も郵政局との会合の中、留意はしておつたのですが、目標が決まりますと件数合わせのために、一件当たりの内容いかんにかかわらずのため、数字合わせのよくな募集奨励をするというケースが、數は私は少ないだろうと信じたい気持ちでいっぱいありますけれども、やはり耳に入ってくるということは、少し営業あるいは目標の達成あるいは営業の推進ということにつきまして認識の点でいかがなものであろうかという感じは、先生のお話を聞いておつて率直にいたしたわけであります。

現在、目標設定というのが、従来ですと貯金の募集というのは、一番典型的なのは目標を置いて計画的に募集を推進するということであつたわけですが、例えは最近の国際ボランティア貯金のようなケースの場合には、目標になじまないということで、予算的にどのくらいになるのか一定の把握をする必要がありますから一応の目安を本省は持っておりますが、一局あるいは一人当たり幾ら

というふうなことはもちろんおろしてはおりません。
それから最近は、家計のメイン口座と申してもあります。ですが、先生もお触れになりました給与預入でありますとか年金の振替預入、自動払い込み等であります。が、これらが実はお客様と郵便局との間の関係を取り持つといいますか、深めるために大変有力な商品であります。民間におきましてもこういう基礎的、基盤的な商品のセールスに大変力を入れております。郵政省はどちらかというと少ししおくれぎみであったわけですが、ここへ来てこの種のものにつきましても一定の目標を置いて郵政局におろしているところであります。
郵政局から先につきまして、確かに郵政局同士でこの目標達成状況について競う、私は、これは円滑に行われるなればむしろいいことであろうと思いますが、何かそこにもし、その順位のみを考える余りに先ほど申し上げましたような件数のみの数字合わせといったような面が出ないような指導をこれからも強めてまいりたいと思います。
本省から郵政局それから郵便局といふように、本省と郵便局の間には若干の距離があるわけであります。が、できるだけ郵便局のそういう生の声を私自身もよく把握するようだ。今後努めてまいりたいと思います。

○武部(文)委員 時間がちょっと短縮されたのではしょってやりますが、今の目標の件はこのくらいにしておきます。

現場の第一線で課長なり局長が、いわゆる地域の郵便局づくりというキヤッチフレーズで貯蓄奨励をいろいろと職員に督促をし、頑張らせておるわけですけれども、現実に今の課長あるいは局長という管理者の任期は一年から二年、大体そういうところでかわつておるようですね。よその人が来るわけですからね。その地域の実情がわからぬうちにまたかわつてしまつというようなことがあつて、第一線の諸君というのは初めからしまいでそこにおるわけです。いろいろやるけれども、なかなか難しい。

例えば、給与預入の問題にしたって、銀行から会社に圧力がかかるわけですね、そんなことをするなどか。それから年金を郵便局でやるうと思うと、今度は市役所の窓口で担当者は銀行の方を勧める。こういうようなことが随所にあるのですよ。

今おっしゃったような給与預入だと年金の問題だとか自動振り込みだといろいろなことは、少なくともトップクラスが折衝をする。市役所とも折衝したり自治体とも折衝したり会社とも折衝したりするトップのセールスというのは、管理者である局長なり課長が出かけていつ一つの突破口を開いて、そこで今度は第一線の諸君が出かけていく、こういうことになつてゐるのですよ。ところが、一年か一年足らずのうちに逃げぢやう、町の名前も順路も何もわからぬうちにかわつてしまふ、こういうことがあって思うがままにいかないといふのが実情のようです。これはどうも昔からそういう傾向があつたのです。相も変わらず大体同じような傾向だ。

したがつて、管理者の皆さんは大変だろうけれども、一つの箇所にはせめて三年くらいおつて、そして奨励の問題については、その地域の実情をよく承知をし、職員がそういう突破口の中に入つていける、そういう管理者であつてほしいという要望が非常に強い。これは私が自分で全国の郵政局に行って現場を見てそう感じました。

したがつて、営業を担当する者はなかなか難しいのですが、管理者の皆さんはせめて三年くらいおつて、職員がセールスにいわゆる営業にもつと身が入るような、そういうことをやってもらえぬだろかという要望があちこちで大変多いのです。こういう点についてはどうお考えでしようか。

○松野(春)政府委員 るる承りました。

まず、貯金局長でありますので、純粹に人事方針いかんということになりますと答える能力を超えるわけであります、しかし、御指摘のように最近、從来私どもが一軒一軒の家庭を専らセールス対象にしておりました時代と少し時代が変わりまして、事業所開拓等の分野も相当広がつております。

先ほどの答弁で私申し上げましたように、こういう給与預入でありますとか自動払い込み、年金支替等につきましても、事業所にお邪魔して、いろいろその責任者と交渉する、あるいはセールスするという場面が相当多くなつております。いわゆるトップセールスあるいは組織セールスの態様が徐々に大きくなり、したがつてその局の管理者の営業に対する意気込みといいますか、あるいは努力、人柄等もあるかもしれません、そういうものの影響がやはり無視できない状況に当然のこととながなつておるという点は十分承知いたしております。

先生のおっしゃる点は私も気持ちとしては全く同感であります。今後の人事云々ではなくて、営業を担当しておる者としてそういう心構えで今後望んでいきたいというふうに感じております。

○武部(文)委員 これは貯金だけに限らない問題であります。郵便もそうですし、保険もそろそろですから、郵政三事業ともうした管理者の在任の期間といふものについては、私は郵便のときにも申し上げました。同じことなんですか、ぜひひとつ検討して、第一線の諸君がそういう意味でも成績が上がるよう、そういう要望が強いわけですから、お考えをいただきたいことを要望しておきたいと思います。

先ほどボランティア貯金の話がございました、三月末で約二百十二万件、十一億円というお話をございました。そういたしますと、この十一億円というのは税金を取りられた後の金だと思うのです。課税されるとおおむねどうつかといいます。この二割でございますから、二億七千万円が課税額ではないかといふふに理解いたしております。

○松野(春)政府委員 先ほど申し上げました十一億円といいますのは、これは税込みでございます。寄附金額全体でござります。これの二割でございますから、二億七千万円が課税額ではないかといふふに理解いたしております。

税金分は二億七千万円で、それを除いた寄附金額が十一億円ということになります。

○武部(文)委員 わかりました。

先ほど郵便貯金の利子の税金が一年間で一兆一千億円という御答弁をいたしました。その問題は大問題だからなかなかそう簡単に決着はつかぬと思いますが、せめてこのボランティア貯金を非課税にすべきだという意見は、去年のこの委員会であつたのです。少なくとも今の赤い羽根募金あるいは緑の羽根募金、そういうものと今度のボランティア貯金というのは、私は内容的にはそう変わりはないと思うのです、意味は。ところが、赤も緑も税金はかかつたりはしませんよ。何でこれだけ税金まで取るのか、これは非常におかしいと意見は当委員会でもあつたのです。ところが、これだけ除外するわけにいかぬから、平成五年の総合課税のときに検討し直したらしいじゃないかといふことで終わつてしまつた。現実に二億七千円というものは税金として大蔵省に取られちゃつたのです。これが加われば十一億と二億七千万で約十四億の金が出るわけでしょう。少なくともこのボランティア貯金に課税するなんということは、今の世の中の常識からいって、これは常軌を逸しておると言つても私はいいと思うのです。

私はここで大臣に申し上げたいのですが、せめてこのボランティア貯金だけは非課税にする努力を、政治的にも折衝してもらいたい。これから努力をしてどんどんふえていくだろう。そして、この分配の希望が今九十何件とおっしゃいましたけれども、たくさん出てくると思うのです。こういう内容を持つたこのボランティア貯金に課税するなんということは、これは通りませんよ。ですか

も先生おっしゃいます相手方が相手方でございまして、結局、新しい貯金制度をつくるということそのもの自体に大変なアレルギー的な抵抗があつたのであろうと思います。

そういうようなことで、平成二年の四月十七日はボランティア貯金についての覚書がござります。これが第三項目に挙がつておるわけでございます。が、確かにそういうようことで、平成五年の利子所得課税の見直しに際し、この利子に対しては最良の方法について再検討するものとするということが第三項目に挙がつておるわけでございます。が、五年まで待つまでもなく、本当に一刻も早く、これは非課税にするように努力をいたしたい、そのように思っております。

○武部(文)委員 時間が来ましたので、私はボランティア貯金のことについて、もう一つ最後に申し上げて、これはちょっと聞いておいていただけばいいのです。

先ほどの目標の問題とも関係しますが、郵政省はそういう方針をとつておるかもしませんが、ずっとおりていつ一番下はどうなるかというと、これは件数なんです。二百十二万件という数字がありますね。これは意外に多いと思ったのです。それでいろいろ調べてみると、やはり件数を増やすことにしておりますね。したがつて、件数を合わせるために、十円とか百円とかというようなものをどんどんつくつて件数を上げておるのです。これじゃ意味をなさぬです。これは調べてみればわかりますから。

そういうことにやなくて、これはもつと他の長い運動ですから、そういう制度なんですから、何でもの先のことはかり考えて件数を上げたりとかいうような、そういう競争をするような内容を持ったものではないのです。善意によつて出でてくるものですから、十分納得すべくやつてもらえばふえてくると思うのです。それを、件数件数で競争させるから、十円だ十五円だという貯金通帳をぱっぽぱっぽつくつて持つてくるから件数だけ上がつておるのです。これは、そういうことではならないのです。調べてごらんになるとわかります。

○関谷国務大臣 ボランティア貯金の非課税の問題でございますが、当初、いづれにいたしまして

よ、そうなつておるのですから。こういうことじやないようにしてほしい。それからもう一つ。私は、これは信じたくないのですが、参議院の通信委員会の議事録を読んでみたら、三重県のある局のことが載つております。これをずっと読んでみて、こんなことが今ごろあるだろかと思つてちょっと心配になつたのですよ、調べてみておりませんからわかりませんが。

こういうことがもあるとするなら、これは大変な問題なんですよ。そういう強制的な、何か嫌がらせをやつてみたり、体当たりしたとかなんて書いてありました。そんなことまでして成績を上げる必要はないのですよ。そんなことが実際にあつたのだろうかと思うが、事実、議事録に載つておるのでありますから。このシルバー貯金の審議の中に出てきていますね。そういうこともひとつ検討を加えてもらわなければなりません。

したがつて、このボランティア貯金というのは、まさにここで論議をしたように国民の善意に基づく貯金なんですから、じつくり腰を落ちつけてやる。そして、余り拙速でやるから、一回だけだといふ話をだつたのにずっと払わなければいかぬのか、そういうような疑問を持つ加入者がおつたようですよ。いや、一回だけですからというようなことを言つて募集しておる人もいたようだ。こんなことも、これはちょっと意思の疎通が欠けていますよ。成績は確かに上がつておつて私も立派だと思つても、その裏をもう少し考えてもらわなければならぬ。そうしないと、これは統できませんわ。そういう点をぜひ郵政省として考えていただきたい。

それから最後に、もう時間が来ましたが、郵政大臣に、シルバー貯金のことです。この大臣も、郵政大臣になつたら一番先に、シルバー貯金をやります。これが大臣の第一声に入つておつたのです。関谷大臣の中にはないのでありますよ。あなたは、これは難しい、現実的に大変だということをよく認識しておられて避けられたの

か、触れられなかつたのか。大臣就任にはこれは必ず出でておるのです、どの大臣も。シルバー貯金をやりますと言つて、みんなが拍手喝采しておつたのですが、一向に実行されない。今日に至るも、十何年たつたって全然だめ。このシルバー貯金というのは郵政省として放棄したのか、それともこれからもなおシルバー貯金は必要だから続けて要求していく、こういうお考えなのか。最後にこれを聞いて終わります。

○関谷国務大臣 意図して入つてなかつたというわけではないわけでございます。

確かに五十六年の予算からずっと要求をいたしておるわけでござりますが、大蔵省からの民業を

圧迫する等々の主張によりまして今日までまだ実現ができないわけでございます。今後、急速な

高齢化社会が進んでいくわけでござりますから、

これは四十歳以上の方を対象にしてというような

ことで、六十一年ころには三十歳以上の者というふうにしておつたわけでござりますが、どうも話が進まないということで四十歳に年齢を上げたり

もいたしております。こちらもそれはそれなりに商品性いろいろ考えて努力をしておるわけでございますが、ただ一項目としてちよつと入つてな

かつたというようなことでございまして、その汚名を挽回するためにもなお頑張ります。

○野中委員長 次に、上田利正君。

○上田(利)委員 今、武部委員が最後に申しまし

たのですけれども、それからちよつと入らせていい

ただきますが、郵政省が今言つたようなシルバー

貯金を中心にながらさまざまな新商品をとい

うことでお考えになつて大蔵当局に要求をしており

ますけれども、シルバー貯金については、もう十

年間もやついても実現をしない、こういう状況

をいたしました。そのほかに家計ミニ貸付制度で

あるとか、あるいはつきお話をございました公

務員等への給振りの問題、こういう課題がなかなか

か進展をしない。大臣も申されましたように民営

を圧迫するからという理由だけでは、これは国営事業として行つておる郵便貯金、これを何と心得ておるのか、こう思つてございます。しかも

非営利でございますから。やはり国民のためになつていくといふことであれば、これはどし

どしやつていくべきだと思うわけでございます。

とりわけシルバー貯金などについては、今長寿

社会を迎えて一番重要な、我々国会におきましても国民にとっても重要な問題であるのです。これは国民は非常に

も重要な問題であるのです。これはお年寄りは、こ

れが早く実施されればいいな、こう思つておるわ

けでございます。

そのシルバー貯金などを含めまして、今まで新しい商品といいますか、そういう形で提起したものがなかなか通らないというのは、郵政省に力がないじやないじやないか、大臣が真剣に取り組まないじやないか、こういう声もあるや聞きました。これが早く実施されればいいな、こう思つておるわ

けでございます。

○関谷国務大臣 同僚の先生方、ずっとけさから

る御質疑そしてまた御指摘をいたいでおるわ

けでございまして、この点につきましてちよつと

大臣の所見をお伺いをしておきたいと思います。

○上田(利)委員 関谷大臣から力強い御答弁をい

ただきましたから、ぜひ大臣を先頭に郵政省一丸

となつて頑張っていただきたい、こう思います。

そこで、今回の郵便法の改正案による預金者一人当たりの貯金総額の制限額、預入額でございま

すけれども、これが七百万円から一千万円という

ことで先ほどからも御質問がございました。一千

万円に引き上げるということになりました。

この額が引き上がるることについて反対ではな

い、大賛成でございますが、問題は、本年の四月一

日から例のMMC貯金の最低預入金額が五十万円に引き下げられました。さらに、この前からも本

おつしやられましたように、私は今日までは、ど

ういたしましても大蔵省といろいろな問題を折衝

をいたしますときに、どうもまず第一に向こうが

言いますのは、民業を圧迫するんじゃないかとい

うようなことが言つておるわけでございま

すが、今日の金利の自由化の問題であるとか、あ

るいはまた高齢化のこのように激進な進展である

とか、そういうようなことをいろいろ考えますと、

郵政が打ち出しておるいろいろな新しい商

品、あるいはまた限度の撤廃あるいはまた運用の

もつと自由なやり方等々いろいろ要求いたしてお

りますことが本当にこの時期に解決をされなければ、今度は私たちの立場が非常に不安定なものに

なり、逆に言いますと赤字の運営に陥る危険性も

非常に大きなものがあると私自身真剣に思つてお

ります。

既にその前兆といったしまして、大手銀行と地銀、

あるいは相互銀行などの第一地銀ですか、あるいは信用金庫、信用組合等々の合併とか吸収が順次随所に進められておりまます。経営規模の小さな金融機関は金利の自由化に立ち向かうことができるのかできないか非常に難しい段階に実は来ておりまして、利ざやが縮小してまいりますと金利リスクが増大をいたしまります、そうすると必然的に採算がとれない、とれないから倒産する方がいいとか、さまざまな状態が出てきております。これはアメリカの実態を見てみれば明白だと思うのであります。

い方に入ります。ヨーロッパ諸国はこの自由化につきましてはもう相当前にはほぼ完成といいますか、完全な自由化に向かって今詰めが行われておる、あるいは一部の国ではもう終わっておるというふうな状況でありますから、こういう世界の中での日本経済というふうな問題もいろいろ考えながら見てまいりますと、現在進めておる線といふのは、いろいろな諸情勢も勘案してやはりぎりぎりのタイミングかなあというふうに私自身は個人として理解しておるところであります。

○上田(利)委員 話しのように、金利の自由化はもう国際分野におきましても避けて通れないといふ中で、アメリカかとう出てまいりまして、我が国の金利の自由化がおくれておったという点を突きながら、やはり一年前倒しというようなることにもなる可能性も想定をしながら、郵政当局としても十分対応策を考えておくべきではないか、また、そういうことを要望しておきたい、こう思います。

そこで、先ほどからいろいろ御指摘されておる問題でございますが、預入制限額が七百万から一千萬になりました。この関係でござりますけれども、最初に一つお聞きしたいのは、現在郵政省のお預かりしている郵便貯金の残高が、ことの一年末現在を見ましても約百三十五兆円、こう聞いております。郵貯は御存じのとおり六種類になつておりますけれども、この六種類別に現在高の構成比はどうになっているか、ちょっとお示しを願いたいと思います。

○松野(春)政府委員 既に新しい年度に入つておりますけれども、私ども、確定数値として今把握しておる一番しつかりした数字はことの一年末現在の数字でありますと、先生御指摘のように郵便貯金全体の現在高で約百三十四兆六千億円でございます。

この構成比を種類別に見てまいりますと、通常郵便貯金が、少し数字丸めますので約ということで御容赦いただきたいと思いますが、約十一兆円で、八・一五%でございます。それから、積立郵便

貯金が約八千億円、〇・五九%でございます。それから、一番中心になつております定期郵便貯金が約百八兆円でございまして、八〇・二五%になります。それから、MMC貯金も含めた意味での定期郵便貯金という分類では約十四兆八千億円、比率で一一・〇〇%でございます。それから、住宅積立と進学積立郵便貯金を合わせました数字が約百二十二億円でございます。これは〇・〇一%であります。ちなみに、先ほど申し上げました定期郵便貯金十四兆八千億円の中のMMC貯金の占める額は十四兆六千億円でございます。

○上田(利)委員 一月末現在の状況を今局長からお聞きいたしました。種類別に見ますと非常に定額郵便貯金の占める割合が圧倒的に八〇%を超えておるということですから、そういう状況になつておることがよくわかりました。

そこで、お尋ねでございますけれども、金融の自由化によりまして、定額貯金は十年間そのまま据え置きでございますから、にわかにいうことにはならないでしようけれども、やはり自由化の波が来ますと、民間の非常に有利なものが出てくる、解約してということは規定上からも多少は難しさがござりますけれども、民間の金融機関の方にシフトしていく、そういう可能性があるのかどうなのか。これは額が百八兆といふことですか

と、この定額貯金についてだけ金利の自由化の外に置くということは、いかにもこれは不自然でありますから、いずれこの定額貯金につきましても、金利の自由化にどううふうに乗せて商品のバラエティー化を図るのか、あるいはもう少し定額貯金の本質的なものにもさわるのかどうかという点は、これは今後の検討課題であります。大事な検討課題になると思います。それによりまして、やはり自由金利商品と定額郵便貯金、定期郵便貯金にはすぐれた特性がござります。十年固定金利であるとか、半年複利であるとか、私はこういう特性を生かしながら、その金利自由化に乗せていくことによつて、十分定額郵便貯金が国民の皆さん方から利用されるというふうに自信を

はこれに対応するための、自由化に対応するための金利面で利用者の方々にどういうふうな商品を郵政省としては考えるのか。

この二点についてちょっとお答えを願いたいと

Cというのは、三百万以上に限りましてはもちろんなくなります。ことしの十一月からなくなります。どういう形で出でるのか、実は大蔵当

局も我々も民間金融機関も、だれ一人有権的な分析はできておりませんし、また、それがある意味では当然かと思います。やはり官民共通で助走し

てまいりましたけれども、さあ金利が自由になつたときにはどういう商品競争になるか、あるいは金利に加えて別のサービス面でどんな形で商品の付

けれども、定額郵便貯金が八〇・二五%と申し上げました。これはMMCが始まる前ですと恐らく、九九%とはオーバーですが、九〇%以上が定額貯金のシェアでありましたから、やはり金利自由化準備商品であるMMCがその分シェアを占めできただということは、自由化時代の流れに、民間ほどではありませんが、私どもの商品構成も沿つてき

ておるのではないかという見方をしております。

そこで、この定額貯金でありますけれども、これは規制商品であります。現在公定歩合の変動を見ながらその金利を決めておるという商品であります、この商品性につきまして、かねてからいわれぬ官民論、民業圧迫の立場で出てくる商品性改善論につきましては、私は大変首をかしげておるわけであります。

しかし、いよいよ金利の自由化時代を迎えますと、この定額貯金についてだけ金利の自由化の外に置くということは、いかにもこれは不自然でありますから、いずれこの定額貯金につきましては、金利の自由化にどううふうに乗せて商品のバラエティー化を図るのか、あるいはもう少し定額貯金の本質的なものにもさわるのかどうかと云ふ問題は、これは今後の検討課題であります。大事な検討課題になると思います。それによりまして、やはり自由金利商品と定額郵便貯金、定期郵便貯金にはすぐれた特性がござります。十年固定金利であるとか、半年複利であるとか、私はこういう特性を生かしながら、その金利自由化に乗せていくことによつて、十分定額郵便貯金が国

民の皆さん方から利用されるというふうに自信を

持っております。また、そういうふうにしなければいけないと思つております。

一方、MMCの方ですが、これは現時点のMMC

はまだ大変不明確ではありますけれども、一生懸命勉強してまいりたいと思います。

○上田(利)委員 局長からの説明でよくわかりました。

そこで、金利の自由化がどんどん進んでまいり

る中で、限度額一千万円に戻るわけでございま

すけれども、同僚議員が先ほどからも言つてお

ります、もう郵貯が非課税のときにはこの限度額と

いうものが出てきておるのですけれども、これが非課税という形で、今日は非課税制度がなくなつてしまつておる。その時点で郵政省としては、言うなら

ば非課税という形の中で限度額が定められてお

り、しかも全國あまねく公平に、そして簡易で、そ

していわゆる小口の人たちにということを主眼に

してこの非課税制度といふものが出てきたと思う

のです。

大銀行は大口ですから、大口を中心であつて、

そんな経費のかかるような小口は商業がやってく

れば助かるわという形で非課税制度も出て、そ

して農村から始まって中小商店の人たち、あるいは働く労働者、そういう者が郵貯を利用してきました。早く言えば貧乏人を対象にということだったと思うのだな。お大恩を対象に大銀行がやってきたたうのことだと思つたようですが、それどころでなくすことをなぜ強力に郵政省として大臣を先頭としてできなかつたのか。こんな弱腰でいいのかどうなのか、これが一つなんです。

もう一つは、もう今度は事態が変わりまして、先ほど局長がおっしゃいましたように金利自由化の中で預入額にたがをはめられるなんということだつたら自由化じゃないじゃないか、自由化逆行していくじゃないか、こう思うのです。日本は金融の自由化がおくれていると言ひながら、今せつかく取り組んでいるところが限度額というこの制度は金利自由化に、国際社会に逆行するということにならないかどうか。これも大きな問題だと思うわけでございまじて、この点につきまして大臣としてはどうでしようか。何が何でもこれは取つ払つてもらって、そして青天井とまではいかないにしても実質的に郵政大臣が決められるようなそういうものにしていかなければこれはどうにもならぬぢやないかと思うのですが、この点いかがでございましようか。

(委員長退席、松浦(昭)委員長代理着席)○上田(利)委員 大蔵大臣との間あるいは閣議の中で、少し郵政大臣頑張つてもらいたいと思うのでござります。ほかの大臣にも認識を深めていただく意味合いで閣議でも頑張つていただきたいと、こう御希望申し上げておきます。
もう一つ、これはうがつた見方になるかもしませんけれども、局長にお伺いしますが、どうもアメリカ金融界を初め我が国の民間金融業界は、民業を圧迫する圧迫するというようなことを官業に向かっては言つておるのでけれども、問題は金利の自由化、これで、先ほどお答えのございました百三十五兆円の残高があるわけなんですね。これはアメリカにとりましても世界にとりましてもあるいは我が国の民間金融界にとりまして非常に魅力的なものだと思うのです。これを早く自由化して、自由化によって取り崩していく手段はないのかと。

事業の経営形態問題あるいは自由化の過程の中での郵貯は大丈夫かとかいうふうな形でいろいろな発言等が折に触れてされているのは私も承知しております。

ただ、私はその都度思いを新たにいたすのですが、郵便貯金の役割というのは一体何であろうかということになります。もちろんこれは法律で明文で書いてあるわけですが、簡単に言えば、確実な貯蓄手段を提供する、それからあまあまねく公平に行う、それから国民の経済生活の安定それから国民の福祉ということになりますが、実際に私どもが集めた資金はすべて社会資本の整備に投資されておるわけであります。もつとも私どもの自由運用の部分もありますが、社会資本の整備に投資されているわけでありまして、約百三十六兆が目の前にぶらぶら置いてあるわけではないのです。

この役割は一体どなたが今後されるのかということに思いをいたしますと、郵便貯金の役割は今後ともやはり財政投融資の主要原資として、民間金融機関が利を求めてなかなか投資できないこういう公共投資の面では大きな役割を發揮していくのではなかろうかとということを考えるわけであります。その役割がこれから先細りするかといいますと、これはもう先生御存じのように十年間で四百三十兆円計画というような声もあり、むしろ逆にこの部分は今後ますます力を入れていかなければならぬ部分である。しかも世界的には現在いろいろな国際諸情勢もありますけれども、貯蓄の重要性ということが改めて認識されつつあるところでありまして、私どもの郵便貯金もその意味ではひとつ大きい意を新たにして頑張っていきたいと思います。

ただ、自由化に対する対応そのものは私どものしつかりした検討あるいは責任のある運営の姿勢ということが大きく影響しますので、これは私どもの責任として大いに努力して、郵便貯金事業の発展に尽くしてまいりたいと思っておるわけであります。

○上田(利委員) 時間が短縮されましたのでこわで終わりますが、大臣 郵便貯金に国民が期待しているわけでござりますから、その期待にこたえて大臣として全力を挙げてこれから頑張っていただくようにぜひお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○松浦(昭) 委員長代理 次に、伏屋修治君。

○伏屋委員 今も同僚の上田委員の方からも御質問がございましたけれども、最初に預金者一人当たりの貯金額の制限額を一千万に引き上げるということについてお尋ねをするわけでござりますが、一千円に引き上げるというその理由、またその根拠というの是一体どういう根拠をもつてなされるのか。あるいはまた、これから自由化に向かう流れでござりますので、こういうような預入限度額を設けて存続させていくという理由、またその撤廃をするというような御意思があるのかないのか。またその間における、この一千円引き上げにおける過程においてかなり民間の金融機関の闘争が強かつたというようなことも聞いておるわけですが、具体的にどのような抵抗があつて、それにはどう対応されたのか。 その三点についてお尋ねしたいと思います。

○松野(春) 政府委員 一千万円の引き上げの根拠という第一点目の点でございますが、郵便貯金の預入限度額につきましては、基本的な考え方としましては、例えば国民の貯蓄ニーズの動向でありまして、すとか今後の貯蓄目標額の状況、あるいは金融自由化の進展その他社会経済情勢の変化を総合的に勘案するという建前として持っておりますが、実は、預入限度額の適正な水準につきまして、これをきれいに算出する方程式のような物差しといふものは実際には持ち合わせてはございません。

従来から、判断する際の目安といつましてもは、いわば慣例的な形ではありますか、日本銀行で発表しております貯蓄に関する世論調査の一世人帯当たりの平均貯蓄目標額といふうなものを参考にさせてもらっております。これを見てまいりますと、平成二年度の一世人当たりの平均貯蓄目標額

を一人当たりに換算いたしますと、データでは何とか一世帯の平均人員が二・九人強というふうに理解しておりますが、そうしますと、平成一年度の目標額というのは一人当たり大体八百四十万円。毎年毎年これは実は高まってまいりますが、トレンドで伸ばしてまいりますと大体一千万円前後というのか一人当たりの平均貯蓄目標額であるかな。

ただ、そうなりますと、郵貯でそれを全部限度額として見込むのかと言われますと、これは実はお答えのしようがないわけですが、従来慣例的にそんなことを念頭に置きながら考えますと、この一千万円という額は、ほんの今日的にはまずまずの額ではないかというふうに思っているわけでござります。もちろんこれは、そのときどきに応じまして適正な水準に引き上げる努力をしてまいりたいということでございます。**預**

それから二点目の、**預入限度額の撤廃問題**であります。私も朝来いろいろ御指摘が既にあります。いろいろ御説明申し上げておりますけれども、やはり預入限度額の撤廃ということにつきましては、これは気持ちとしては、もちろん私は心の中では全く感謝といいますか、もうありがたい御指摘なのでござります。また、そういう議論が当然あつてしかるべきであるというふうに認識しておりますが、いろいろ過去の経緯、それから現在の郵便貯金の国営機関としての役割等からしまして、今日だいま私の立場からにわかにこの預入限度額の撤廃推進というふうに断定的には申し上げませんが、先ほど大臣からも御答弁がありましたように、自由化に向かつて郵便貯金の業務サイドの自由度合いというのは果たしていかがであるか、その中の一環として、この預入限度額の問題についていかにあるべきかというテーマにつきましては、これは十分私ども検討させていたいと思います。

それから、今回預入限度額の改正の中で民間との関係はどうであったかということがありますが、例えば全銀協というふうな立派な組織がござ

いますが、私どもは直接会話を申し上げる場はございませんが、いろいろ関係当局を介しまして、今はむしろ事務折衝といいますか、現在の経済環境その他を踏まえてのリーズナブルな議論が比較的行われたのではないかというふうに思っています。

早朝来、大蔵省、郵政省との関係につきましていろいろな御意見も出ておりますけれども、やはりそのときどきいろいろな場面があつて、激動する場面もあるわけであります。昨年末のこの交渉につきましては、比較的リーズナブルな形で現状認識をお互い持つことができたのではないかと申します。しかし、十分であります。しかし、十分でありますかと言われますと、これはまだ私ども今後一層努力しなければいかぬというふうに考えております。

○伏屋委員 先ほど局長も御答弁になりましたけれども、この百三十六兆円というものが財政投融資のいわゆる大きな原資になつておるのだ。現実には郵政省ではなくて、財投の方の大きな原資である。この財投の原資、いうのはやはりいろいろな国家事業の中にそれぞれ使われていくものであつて、そういう面においては非常に大きな役割を果たしておるわけでござります。この民間企業の抵抗に対して、昨年の局長の発言の中に、日米構造協議の中の公共投資にこれが使われていくのだと、これを大義名分にして抵抗をクリアしようと考へてはいかがか、このように私は思うわけ

なことをおきまして、財投の大きな原資であるということから考えましても、先ほど同僚委員からいろいろな御質問があつて、シルバーとか公務員給与振り込みとかいろいろな問題について大蔵の大きな抵抗があつて、十年もたつてもそれがなかなか実現しない、こういうようなことがあるわけでござります。今申し上げたように、財投の大きな原資であり、国家事業に大きな貢献をしておるということから、もつともっと胸を張つて、こういうようなことが早期に実現できるように強く要望しておきたいと思います。

力な働きかけをしていくべきではないか、このことを強く要望しておきたいと思います。

次に、進学積立郵便貯金の問題でございますが、百八万から百五十万に引き上げる、こういうことだと思います。非常に結構なことでござりますけれども、いろいろな新聞等を見ましても、国民金

融公庫はもう既にことしだけでも利用額は一千億を超えた、こういうようなことがござります。またこの進学ローンを取り扱つておるところは、さいますけれども、いただいた資料を見てみますと、どうも郵貯の進学の利用率というものは年々非常に減少しておる、金額も減少しておるということです。これは郵政省のPRの不足にあるのかどうなのかということが一つ疑問に思いますし、庶民の窓口である郵便局でござりますから、もう少し庶民が使いやすい、利用しやすい方法をもつと考へ、それをもつとPRする、そういうようなことを考へてはいかがか、このように私は思うわけ

もつと極端に言えば、これも大蔵省の抵抗があると言わればそれまでですけれども、郵政省独自の進学ローン、こういうものを考へてもいいのではないか。いわゆる百五十万の融資は受けられるのですが、これは国金を経由して受けられるのであります。その条件としては、郵貯に一年ないし三年の積み立てをしておかなければ融資が受けられない、こういうようなことであるわけですから、国金の方へ行けば、何も自分が定期も何もなくとも国金へ行つて今回進学のローンを借りたい、手続さえすればすぐに三百万なりの、今は百万ですか、百万はすつと借りられるというこ

とですから、どうしても借りやすい方へ行つてしまつというところでござりますので、庶民の窓口である郵便局というものを考へれば、使いやすい方法をもつと検討して、それをPRしてやつていただきたい。郵政省独自でもやれるような方

ふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○松野(審)政府委員 進学積立郵便貯金が余り成績が上がつておらないという点の原因は、第一には、もちろん制度内容が魅力が果たしてどうであります。非常に結構なことでござりますが、あつたか。その点につきましては、今回恐らく抜本的という言葉を使つても差し支えないと思いま

すが、相当程度改善をしておるつもりであります。しかし、その中で、先ほどもちょっと触れました、やはり私どもの主力商品である定期貯金ありますとか、それから対象の学校の拡大等であります。しかし、その中で、先ほどもちょっと触れました、やはり私どもの主力商品である定期貯金あるいはMMC貯金等にPRの重点が行つております。MMC貯金等にPRの重点が行つております。しかし、この進学積立郵便貯金、あるいはもう一つ住宅積立郵便貯金という制度がございますが、この辺に対するきめ細かいPRが果たして十分でありますかといつたら、むしろ不足しておったといふことで、私は今回の改正を機にこの点はひとつ反省いたしまして、しっかりとPRを、わかりやすくPRを行つていくつもりでありますし、また取扱手続につきまして、若干改善すべき点があればひとつ簡便なものに、少しでも利用しやすいよう改善していきたいというふうに思つていています。

ただ、これはあくまでも貸し付けでありますから、現在住宅金融公庫に預金者をあつせんして、お金の交付も郵便局を通じてお客様にやるといふ点では、私どもの二万四千の店舗を考えますと、その点では私は理解されれば利用しやすいのではないかと思つておりますし、やはり貸し付けに当たつては、何といいますか何がしかの証拠、証明書等も必要になるわけであります。そこら辺が果たして御理解を十分得られるだけのPRをしておつたかとということを私は第一の原因にむしろ挙げて、今後改善してまいりたいと思います。

それから、国民金融公庫経由でなくて郵政省が直接進学資金を貸し付ける制度を創設したらどうかという御指摘であります。これは実は少しさかのぼって考へますと全く御指摘のとおりの要求から出発したわけでありまして、昭和五十三年度

の予算要求におきましては、郵政省からの直接融資を行いたいということで要求しました。しかし、これもまた相手方とのいろいろな政府内部の折衝の結果であります。が、郵政省は国民金融公庫等の融資をあつせんするという現在の制度に落ちついたというべきさつがあるようございます。

そこで、現時点で考えまして先生の御指摘をどういうふうに進めていくかということになりますが、昭和六十三年度の予算要求以降、郵便貯金を担保としない新しい貸付制度、今日では家計ミニ貸付制度と呼んでおりますけれども、これが実は担保としない貸し付けということで、この制度が入りますと、その対象となります中身に何がしかのやはり教育関係の資金が当然対象に含まれるわけでありますから、むしろこういう家計ミニ貸付制度的な制度の創設の中で直接貸し付けて、もしその方が利用者の方が大変便利がいい、あるいはこれは周囲の金融機関とのいろいろ折り合いも考え方等なければいけませんけれども、そこらを考えても、やはり現在の時代に合った扱いができるということであれば、私はそちらの方に努力することによって先生の御指摘に対する私どもの今後の努力といいますかにかえたいというふうに考えております。

○伏屋委員　この家計ミニ貸付制度というものができてくれれば、それを補完する意味においては非常に価値があると私は思いますけれども、その家計ミニ貸付制度というものも、向こうさまのかなり抵抗があつて、まだ実現ができておらないとうことでござります。

昨日ですか、私はちょっとテレビを見ておりましたところ、全銀協の会長が、今回の日本のペブル経済の責任の一端は銀行にある、非常にシビアにこれを反省しなければならないというような発言がございました。そういう意味において、郵政省が国営としていろいろなイニシアチブをとって、いろいろな商品、庶民に喜ばれるような商品を開拓しようとすると、すべて大蔵省の抵抗を食らう、その抵抗を食らう前段階において民業の、民間金

融機関の大蔵省への突き上げがある、「ういうふうなことであるわけございまして、どちらかといえは悪循環になつておるのではないか、もつと郵政省がニニシアチアをとつて、いわゆる家計二貸付制度とか、あるいはシルバーブラック金制度とか、こういうふうなことを、ボランティア貯金でもそなうです。先ほどもボランティア貯金の問題が出ていたけれども、件数を上げるために本当にわざわざの額でということからいましても、やはりそういう問題もあるでしようけれども、今の社会情勢からいましても、非常にボランティアのマンパワーの不足ということからいましても、やはりそういうボランティア精神というものをもつともつと広めなければならぬということからいうなれば金額の十円とか十五円というのは問題があるうかもと思ひますけれども、広い層がそういうボランティア貯金に参加することによってそういう精神が広められていくということにおいては、郵政省のとつた制度というものは非常にすぐれておると思います。

そういう意味におきまして、全銀協の会長あたりも厳しくシビアに反省をする、こう言つておるのですから、もつと郵政省は自信を持つて、胸を張つて、どんどん民間金融、銀行を引っ張つて、いく、かくあるべきだというような姿勢で臨んでいただきたいな、こういうふうに思ひますので、その辺よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

その次の問題ですが、今回のこの法改正で、いわゆる定期貯金の利子の計算方法が月割りから日割りに変わつた、こういうふうになつたわけですが、さいますけれども、百三十六兆円という残高の約八〇%、八八%ぐらいに当たる金額というのは、ほとんどが定額貯金であります。その定額貯金の利子計算というものはそのままに据え置かれておると聞いておるわけでございますが、これはなぜ、こういうふうにしてあるのか。

○松野(春)政府委員 現在の郵便貯金の利子計算は、通常郵便貯金を除きまして月割り方式によつ

て行われておりますところであります。今回御審査をお願いしておりますように、このうち定期郵貯金、MMCを含みますが定期郵便貯金につきましては日割り計算に変えたいということであります。

そこで、お示しの定額貯金についてどう考え方ということでござりますが、この定額郵便貯金等が、先ほどもちょっと触れましたが、これほど規制金利商品であります。むしろ流動性の方を審議の中でどういうふうな金利の自由化のメリットを取り込んでいくかというふうなことで、検討をこれからしてまいるという現状でございます。したがいまして、この金利自由化に応じてどのように位置づけるのかの商品性の検討を終わつた階で、今の計算方法について改善したいということが一点であります。

それからもう一つは、これは私どもの事情でございますが、定額郵便貯金の利子計算は大変複雑であります。預入後三年が経過しますと、例えば現在の利率では六・三三%が適用されますが、預入後三年未満の場合には半年ごとに適用利率が変わるものでございます。これは、半年複数の計算とはまた別に基本利率が変わるわけであります。この利子計算が大変複雑になつておりますと難易度、難度、難しさがあるというふうにしております。

したがいまして、この利子計算方法の変更に伴いますシステム対応の容易さとの関係と、先ほど申し上げましたこれらの金利自由化に応じてこの定額郵便貯金をどういうふうに改善していくかなどという問題をあわせ考えまして、今回は定期郵便貯金の十倍以上の、量になりますと難易度、難度、難しさがあるというふうにしております。

○伏屋委員 今後、自由化の進む中で、この定期貯金が大きくなつの焦点になつてくるのではないかなどと思いますし、現在の規定期預金といふより計算への移行を行つてしまいたいという方向性は自覚いたしております。

のとスーパーMCCとの金利の逆転現象等から考
えてみましても、やはりこれが今後大きな焦点に
なってくると思いますので、その辺はよくお考え
をいただきたい、こういうふうに思います。

それから、貸付制度の問題でございますけれど
も、現在の貸付制度というのは、民間の方は預入
金、いわゆる預金の総額の九割までを貸し付ける
ということですね。CD、キャッシュカードです
と二百万ということですけれども、それ以外の融
資というのは九割までは貸す。だけれども、この
郵貯に関しては、どれだけ貯金しておろうと最高
限度額は二百万だということになつておるようで

対処しなければいけないなということであります。

をどうぞうこ細胞が“お”とおつれます。

それから一点目の御指摘の点でありますか、確かに私どもの郵便貯金特別会計、年によりまして先生おつじやいますいわゆる逆ざやが生じまして、その都度一時に資金運用部資金から借りて決算をしておるという状況であります。しかし、例えば平成二年度の決算につきましては、これも現在取りまとめてありますけれども、予算上は平成二年度は単年度で三千九十四億円の黒字予算を計上しておりますが、現段階では、これは少なくとも二千億円以上黒字が上回るといいますか黒字が加算される、したがつて間違なく五千億強の黒字にはなるであろうという推計を現在しております。この決算の数値を締めますのはもう少し時間がかかりますが、今のところそういう見込みであります。

いうふうに自覚はいたしております。
なお、国民との関係でありますから、これは申すまでもなく、私ども特別会計でありますから、この特別会計の責任は、単年度で見ますと黒字、赤字が出ますのは、これは一つには私どものお客様に払う利子の支払い状況、そのときの金利状況といいますかタイミングがずれるケースが過去においてもございました。あるいは今後においても予想されるわけであります、これを極力、例えば貿易業の方で金利連動型の商品を発売するのであれども、預託収入の方もできるだけ市場連動型の預託利率に変えてもらいたいこととの大きな課題であります。そういうこともいろいろ関係機関と協議しながらこれに対応してまいりたいなどといふうに思っております。

しかし、それで十分であるかといいますと、今後自由化の進展につれて先ほど申しましたようないろいろな対応の仕方をやつてまいらなければいかぬわけであります、お示しの定額貯金の問題であります。この定額貯金というのは実は郵便貯金固有であります、収益性と流動性を兼ねておる、十年間安定的な利回りを得られる、半年複利である、その他いろいろ特徴がありまして大変

いずれにしても、特別会計を預かつておる郵政省の責任で国民の皆さんにそのしわ寄せが、例えれば税金というような形で、これは万々が一にもないと思いますが、あつてはならぬことでありますので、十分心得て対応してまいりたいと思っております。

身近に御利用いただいておりますが、私は、基本的にこの商品もやはり金利の自由化の中で金利的にはこの商品もやはり金利の自由化の中での金利自由化対象に組み入れていくべきであろうし、またその方向で検討していくべきだということで考えておるわけであります。

そういう意味からさらに努力をしなければいけないと思いますけれども、もう一つ、そういう意味でそういう厳しい状況の中で、やはり郵便貯金を国民のものにしていくという努力をしていく、こういう問題について、一つは業務の拡大といい

したがって、定額郵便貯金がそのままの形で残つて、それにMMC貯金が重なることによつてこの郵便貯金が赤字になるといふようには私自身は実は思いません。しかし、それに対して、今後の自由化商品をどういうふうに私どもでつくつしていくのか、バラエティーをどういうふうにつくつしていくのか、どうやつて多様化していくのかという私どもの事業努力がやはり一に私どもの会計を健全な形で維持していく一番のもとになることであろう

ますか、肥大化といいますか、そういう問題などについても今後配慮をしていくことが必要ではな
いかないという気が実はするわけです。
郵便貯金の場合は我が国の個人預貯金の三〇%
ぐらいを超えておるのでないかなと思いますけ
れども、一つは、やはり国家がやつているわけで
すから、國家の信用性を背景にしておるというこ
と、あるいはコストという観点については、今日
時点では民間のようシリビアに考えることもな

津々浦々の郵便局でやつておる。民間の場合
れだけの支店を出すということはもう大変なこと
ですから、そういう有利性があつて、ある意味で
は有利な条件に置かれている、こういうふうに用
います。そういう意味では、郵便のようにサービ
スとかコストの勝負ではない点もござりますか
ら、今のところそんなに心配する必要はないのでは
はないかな、また頑張っていけばどうかなるんで
はないかな、こついう点についてもわかるわけだ
す。

金融の場合には、郵便の場合と違いましてある
程度高い金利を出せば資金は集まつてくるわけだ
すから、そういうことは言わるとと思うのですが
それにしても、例えばこれも抽象的ではいけませ
んので、平成三年度の予算では、限度額を一千一
百万要求をして一千万に落ちついた。昨年の一日

実的に民間を圧迫するとかいろいろ批判がある、またいろいろ臨調などからも、あるいは総務省の行政監察などからも指摘のある例、例えば効率性の問題などを含めまして、今後民間と競争をしていく際に、「こういう業務拡大といいますか、こういうものが本当に必要であったのかどうなのか。ちなみに、六十一年の六月十日に、これは臨調等」という中で郵便貯金が挙げられておるわけであります。郵便貯金の総額制限については、国営による簡易なそして確実な少額貯蓄手段の提供という役割にかんがみて、当面現行の預入限度額の引き上げを行わないことが指摘をされたというのが六十一年にあるわけです。

に五百万まで上げた、そしてこれを七百万にして、今回一千万ということになっているわけですね。これは要らぬことですけれども、郵便年金の場合でも七十一万を九十萬に上げた。それから簡保の場合でも、保険の掛金限度額をこれまでた抜張した、こういう経過があるわけです。郵便貯金の場合はそういうことですね。

それで、郵便貯金の場合を見てみると、一世帯当たりの平均預貯金額というのは、私が把握をしておるところによると、大体五百五十万程度だとと思うのです。これも先ほど申し上げましたけれども、保険の場合でも、平均保険金額というのは大体二百二十万程度で、八百万から一千万の契約件

数というのは三%ぐらいしかいない。年金にして
も、七十二万の最高限度額の加入者というのには
三・九%しかない。保険と年金の関係はこれは
別の問題ですが、貯金もそれと同じように、郵政
省としては貯金とか保険とかこういう競争の中では
少し無理をしているのではないか、無理をした業
務拡張というものを考えているのではないかなどと
いう懸念があるわけです。
そういう意味では、限度額などの引き上げは現

た局長の方から、あるいはまた数的なことにつきましては局長から答弁をさせていただきたいと思いますが、先生御指摘の、無理をしている部分もあるのではないか、あるいは臨調の答申に沿つていささか違った方向に動いているのではないか、流れているのではないか等々の御指摘がございました。

現実問題として、大変すばらしいといいましょ
うか、厳しい的確な御指摘をしていただいている

○閩谷國務大臣　事務的な問題につきましては、まことに、それが貯金法改正の中心的な提案になつてゐるわけですが、それども、私は、限度額を引き上げたことについて直接的に問題を提起する意味ではございませんけれども、郵政省全体として大変厳しい情勢の中で少し無理をしている点があるのではないかな。これが、先ほど申し上げましたように最終的にまた利用者なり国民に返つてくるのぢやないかといふ指摘などもござりますし、逆にまた官業として民業を圧迫しているのではないかといふ指摘などもございますので、そういう点を含めまして少しお考え方をお聞きをしておきたいと思ひます。

と思うわけですが、まして、私たちは、何といふ
ましても小口の個人の金融、貯金といふことが基
本のものであるわけでもございましょう、それから
ら、非営利の状態で今日まで行つてきたというう
事にござります。

そういうようないろいろな問題、御指摘のように、また私たちも考えていかなければならぬと思つわけでござりますが、一つ預入限度額七百万円を千万円に上げたといいますことも、そのような環境の中で対処をしていくのには、これはやはり預入限度額を上げた方が皆様方の一つの方法としていいのではないか、国民のニーズにこたえた形になるのではないかと私は判断をして、今回この法律を提出をさせていただいて御審議をいただいておるというわけでございます。

先般の委員の御意見の中にもございましたが、実際には、それでは一千万円に上げて、今郵便貯金をしてある方全員がそれに近いものになるかと、いうと、そういうわけでは決してない事実もござります。しかまた、先ほど御意見がございましたように、郵便局に長い間勤めていた、退職金をいただいた、自分の苦労した郵便貯金、定額貯金にしたい、しかしそれは一千万円では入り切れないものがある、そういうケースもあるわけでござりますから、いろいろな角度からその環境に適宜的確に対処をしていく、そして初めて私たちこそが、それぞれの垣根を認め合つて、民間金融機関とあって、國民全体に対する利便の返却になつてくるのではないか、また、その方向で進めていきたいと私は思つております。

それでは、数字的なことはまた局長から統いて答弁をさせます。

○松野(審)政府委員 私ども今回お願ひしております一千円の限度額引き上げに先立ちまして、昨年の政府内部での一千二百萬の限度額アップ要水に対しましていろいろな御意見がありました

が、その中で、先生もちょっとお触れになりまして、平成元年の一月から七百万円に上げたばかりなのに早いのではないかという御指摘も一部の意見に確かにございました。
五百萬から七百万円に平成元年の一月に上げましたのは、実は、大蔵当局と郵政省でそのときには一定の合意といいますか共通の認識を持ったわけですが、平成二年の四月から始まる、四月から十一月末であります、全資産の四分の一にも当たる三十四兆円が集中満期になる、これをもじこのままばかりおつたら、郵便貯金、ひいてはそのもとになっておる財投資金の供給という面で大変な事態になると、実は五百萬から七百万は主として昨年の集中満期対策として置かれたわけでございます。ある意味では緊急事態に備えたということで、いろいろ十分関係の向きから御理解いただいたわけです。
そこで私ども考えましたのは、その間もいろいろ金融経済情勢、あるいは個人のいろいろな貯蓄高、あるいは貯蓄目標高、目標額等も変わってきておりますので、基礎的なこの際のあるべき姿としての限度額アップをお願いしたのが実は昨年のいきさつでございました。これはいろいろやりとりがありまして、結果的には一千万ということで折れ合ったわけであります。また、これが足りるのか足りないのかという御意見も立場立場でいろいろあると思いますが、ただ私どもの気持ちからしますと、けさ方からいろいろ申し上げてきておりますが、やはりこの一千万というのは現在の水準としてはますますの額ではないか。今後のことはまた今後十分注視しながら対処していきたいというふうに考えております。
それから、私どもは郵便貯金事業をやるに当たりまして、当然公共性を持つております。あわせて、特別会計を組みまして企業性を持つておりますが、民間との比較で有利、不利をいいますと、有利な面と不利な面があるうかと思いまます。

私ども有利な面は、これも先生御指摘いただきましたが、郵政三事業が一体として、例えば同じ郵便局という場を通じて運営しておる、また国的企业でありますから税金等の面では免除されてしまう。一方、民間との比較で不利な面は、何といつても限度額についてもすぐ言えるのであります。が、民間の場合には別に限度額というふうなものはない、ある意味では青天井のような形になつておる。それから資金運用におきまして、不動産投資あるいは株の投資というふうなものについては私どもやはり直接はこれはタッチしておりませんが、そういう縛りは民間ではない。もちろん法律等に基づく制約は国営事業の節度として当然受けとる。

いろいろ合わせますと、トータルバランスがいかがであるかという点からしますと、今回の一千万円ということでそこが崩れるということにならないのではないかというふうに理解をしておる次第でございます。

○田中(昭)委員 時間もございませんが、いろいろお聞きをいたしましたけれども、事業は拡大をしていくわけでありまして、これもまた必要なことなんですが、そうしますと官業だからといって民業と違うということだけではいけないわけで、経営の合理化の問題とかあるいは適正化、省力化などという問題についてもきちんととした対応が必要になってくる、これは当然だと思うんですね。同時にその際、企業性と労働条件との調和という問題、労使関係などについてもやはりこれは今後乗り越えなければいけない問題点だと思います。

○私 僕は労働金庫の役員などをいたしまして、具体的にこういう問題に取り組まさるを得ない立場にあつた關係から、そういう意味ではその辺などについて今後十分な対応が必要だというふうに思います。そういう意味で、その点については明確に企業性と労働条件の調和の問題については抽象的ですが御意見として申し上げておきたいと思いま

そこで、前段の経営の合理化、適正化の問題ですが、臨調などからかなりの指摘がございます。もう御承知のとおり郵政事業についても、民業を補完しつつ適切な役割を果たすことを中心にして、官業に伴いどちらかなりの指摘がござります。しかし、御承知のとおり郵政事業についても、民業を活用することによって徹底して事業運営を合理化、効率化すべきであるという郵政事業に対する臨調からの提起もございますし、また金融自由化に関しても、郵便貯金は自由化を阻害することなく配慮をし、金融自由化の展望が得られた段階においては郵便貯金事業の経営形態のあり方などについても再検討すべきであるという、そういう提言も既になされておりますし、それからまた、総務省による行政監察による指摘の中ではさらにこれをミクロにいたしまして、例えば貯金事務センターの整理再編であるとか要員の合理化であるとか、それから郵便局内勤要員の適正化などについて、行政監察で具体的に指摘がなされておるわけです。

先ほど申し上げましたように、大変厳しい事業運営を今後国民の皆さんにしわ寄せが来ないという立場で行っていくということになれば、こういう問題などについてはやはりきちんと前向きに受けとめなければならない。官業だからといって緩やかな対応はできない、こういう点が一つあると同時に、そこで働く労働者の労働条件などとの調和というのも非常に重要なになってくる、これも当然のことだと思うんですけれども、こういう臨調なりあるいは総務省による行政監察などから再三にわたって指摘している問題などについて、今後基本的にどういう対応をされていくのか、最後にこの点について少しお考えをお聞きをしておきたいと思います。

○松野(著)政府委員 先生今御指摘のとおり、臨調、行革審、これは数次にわたる会合が持たれておるわけであります。あるいは総務省の行政監察等で過去においていろいろ御指摘を受けておるところでございます。私どもが事業経営をやっていく中で経営の効率化、合理化に努めるべきであ

る、これはもう普通の、私どもとして当然努力しなければいかぬ問題でございます。ただその中で、私ども事業をやつておりますので、そこから出てくるいろいろな、例えば減員等の形でとりが出てくる場合がございます。しかし、片や事業が伸びておりますので、また必要な労働力はこれは絶対に確保しなければいかぬということで、厳しいものから必要なものへ転換させるということを、私ども所管であります人事当局等が中心になりますして過去進めてまいっておりますが、不要なものから必要なものへ転換させるということを、私が、いわゆる官業・民業問題でございますが、私どもこの官業・民業補完という言葉に若干、意見を申される立場の人によつては少し色がかかったような言い方で申されるケースがありますが、むしろ最近ではトータルバランスを民間と保つていかなければいかぬというふうなことを申し上げておるわけであります、いずれにいたしましても国営事業としての節度といふものは、これは当然今後も十分意識して対処していく必要がありましょう」、また自由化が進展する中で、先ほど来る先生から御指摘がありますように、私どもがその折々適切なサービスの改善をやつていいくに当たりましても、そこを十分念頭に置きながらも、しかも時代はだんだん変わりますので、利用者の方に喜んでいただけるようなサービスは、これは積極的に提案していく姿勢で臨んでまいりたいと思います。

それから、自由化の進展と経営形態の関係についても確かに触れられておりますが、金融の自由化申します中に一つの側面として金利の自由化がありまして、これが今積極的に進められており

わけありますが、いわゆる業務の自由化・業務の規制の完全緩和というテーマは、まだ実は入り口段階であって、これも含めて全体としての金融の自由化がいつ来るかという点につきましては、まだ私は見通しは立つておらないというふうな感じがします。

方向としてはその方向での動きはあるあるよう

あります。そこらのことも十分念頭に入れ、考えて取り組んでおるところであります。私どもは一般的な経営形態のいかんということだけでなく、日常の業務の中でぜひ健全経営に資するような体質に持つていただきたいなというふうに考えておりま

すので、今後とも事務量の動向を見きわめながら

適切な要員措置を講じていきたいということであ

ります。

なお、午前中の質問でも御説明申し上げた経緯

がありますが、このほかに紙幣の鑑別機、これは

特にUSドルの紙幣の鑑別であります。調達も

できますよう郵政当局の御努力を切にお願

いをいたしまして、終わらせていただきたいと思

います。ありがとうございます。

○菅野委員長 次に、菅野悦子君。

○菅野委員 最初に法案に関してお聞きをしたい

と思います。

先ほどからの御質問の中で多分重なるかと思ひますが、外貨の両替について、これは当面百局くらいを予定していらっしゃるということなんですが、それでも、郵便局としては全く新しい業務になるわけですね。そこで、この新しいサービスに必要な準備ということなんですかね、まずこの要員の配置、これをどのように考えていらっしゃるのか。

また、外貨を準備しておかぬとあかぬといふ

ことで、計画ではドル、マルク、ポンド、フラン、こ

の四種類の両替をなさるということですけれど

も、これを該当局へどのようなシステムで送付す

るのか。当然窓口に外国人が来られるということ

になると思うが、この点での対応、例えば職

員の研修とかパンフレットなどの用意とかいうふ

ずお聞かせいただきたいと思います。

〔委員長退席、原田(義)委員長代理着席〕

○松野(春)政府委員 最初の御指摘の点の要員配

置対策の点でございますが、必要な場合には非常勤職員等の雇用によって対処していくということ

を基本に考えております。平成三年度予算の中に

とする国際送金業務を扱つておりますので、

私はほほ大丈夫ではないかとは思つております

が、ただ今回の業務は全く新しい業務であります

から、例えは現在行つておる研修としまして、郵

政研修所において外國為替訓練でありますとか

あるいは郵便局段階でもいろいろな講習会を行つ

ておりますが、国際送金取扱局の中での主な局の

講習会の際に、よく外貨両替業務等の新規業務の

ことにも念頭に置きました会話その他を含めた研修

の充実に努めてまいりたいと思います。

なお、こういう訓練以外にも窓口で外語会話

が簡単になし得るようなたぐいのテキストあるい

は英文パンフレット等を作成することについても

十分配慮していただきたいと思っております。

○菅野委員 郵政省が要員配置などの根拠として

新しいサービスの件に対して試算をしていらっしゃる。これは単純

に平均すると、百局でやるということですから、

一人、外貨両替のために郵便局に来るということ

になるわけですね。また、旅行者数というのは年

間九百六十六万人というふうに言われていますか

ら一日当たりでは約二万五千人になるわけです。

このうち郵便局の窓口に両替に来るのは三十三

人、〇・一%にしかぎらないということですね。

非常に粗っぽい計算なわけですがれども、いざ

れにしても外貨の両替が必要な人から見ればほん

のわずかだという試算になつてゐるわけです。

私は、郵便局で外貨両替ができるようになります

のですけれども、郵政省自身が三日に一人しかお

客が来ないという程度の利用しかない、そういう

ふうに試算をしていらっしゃる新しいサービス

に、今御答弁いただいたように大変手間暇かけて

それに対する対応、こういうことをやらぬといか

ぬのかなというのが率直に疑問として残るわけな

んですけども、その点はどんなふうにお考えな

んでしようか。

○松野(春)政府委員 まず、この業務を行うに當

たりまして、日本では既にもちろん民間金融機関

小切手の販売に携つておられます。ただ、その

分布状況を見てまいりますと、都市部に圧倒的に

偏重しておりますが、やはり地方部等においては

非常にネットワークが薄いような感じがいたしま

す

私ども、もちろんこの外貨両替業務等をやる場合、一二回つてある程度大き川金を二三

うという意味ではありませんで、むしろ私どもの
扱つております郵便貯金という金融業務の周辺業
務としては、これは大変なさわしい業務であるし、
やはり各地域の利用者の方にお喜びいただけるの
ではないかということに思いをいたしまして案を
検討して今日にまで至つておるわけでございま
す。

で臨んでいるわけですけれども、逆に低下するということになつてはこれは大変だというふうに思つたのです。

これは昨年の本委員会でも、私も具体的に現場の実情を踏まえてこの問題を取り上げさせていただきましたけれども、率直に言って、郵便局の窓口というのは大変混雑している。二十分、三十分待つということも多いわけで、昨年も例に挙げましたけれども、郵政省の調べでも、例えば千代田区のある特定局では、混雑する午後二時半ころになると、貯金の窓口では受け付けから処理の終了まで平均三十二分かかるといふふうな状況もあるわけですね。

だから、おしゃべっているように、一つ一つ切り離してみると、國民のニーズにこたえるといふことで、そういうものであるわけなんですねけれども、郵便局の窓口がふえなかつたら、あるいは要員などがそれにふさわしくふえなかつたら、逆に利用者にとつてはサービス低下になるのではないかと、いうふうに思うわけです。

これは賄金の分野だけに限らないことなんですが、それでも、いろいろな新しいどんどん打ち出していく施策の中には、ニーズがあるからということで手がけていくというふうに、半ば思いつきのような感じを受けるものもあるのですが、その一つ具体的に聞くつもりはあります。が、サービスの種類をふやすこと、新しい業務がふえること

が郵便局のサービス向上になるのかどうかというふうなことのバランスの問題もよく考えなければならない時期に来ているのではないかなどいうことも率直に思うわけです。その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○松野(春)政府委員 外貨の両替問題をやりたいということで、主としてこれは大蔵省の国際金融局との折衝になりましたが、それでは一体お米屋さんまでやるのかなどという意見もちょっとだいしました。そんなつもりはないわけで、先ほど申し上げましたように郵便局の特性というものにかんがみました場合に、私ども從来からやっておりま

す業務に加えまして、こういう周辺業務で非常に便利に御利用いただけるものということで考えますと、今回の外貨あるいは旅行小切手の問題につきましては適切なサービスが提供できる、郵便局が扱うにふさわしいものというふうな観点で貯金局長としましては自負しております。省内外でも昨今特に都市部における局、これは小局等も含めましていかに窓口の混雑状況を緩和するか、というのは大変大きなテーマでございます。昨年からシティ・ポストの設置その他の施策もありますが、貯金関係の窓口におきましても都内の小局等におきましても二つでは足りなくて三つにしていくところもありますが、そこのお客様さんを待つ姿勢、窓口の仕事の割り振りが果たして適切であるかどうかというふうな点も含めて今検討しておりますが、今回のこの外貨問題との兼ね合いで窓口が混雑が助長されるというふうには私は考えておりません。窓口混雑そのもの、窓口のサービス改善そのものについては、これは大事な問題としてしっかりとまた受けとめていきたいと思います。

○菅野委員 お米屋さんまでやるのかみたいなんですが、そういう何でも手がけていることに対する皮肉な感じかななんて思つたりするのですけれども、外貨両替を行うことによって郵便局の窓口がさらに混雑する、かえって利用者へのサービスペダル、ウンになるというふうなことにならないようには、ぜひその点は万全の体制をとっていただきたいということを強調しておきたいというふうに思います。

○松野(春)政府委員 目的貯金といいますのは正規の貯金の種類ではなくて俗称でございますが、どういうもののなか、なぜ郵便貯金でそのようなことをやるのかということについてちょっと簡単に御説明をいただきたいと思います。

しみながら積立貯金であるとか定期貯金等を利用してもらおうというものであります。したがつて、基本パターンとしては積立金には利子がつきますから積立金アラス利子でどの目的に使うか、あるいは定期貯金とその利子でどの目的に使うかとうふうなパターンが基本的なパターンであろうと思います。場合によればそれをゆうゆうローンの形で資金を引き出して例えば旅行に行くというふうなことだらうと思います。

この目的貯金は、私自身は余りつまびらかにしておりませんが、昭和四十五年ごろ大阪の万博時とのときにアイデアとして始まつたそうでありますて、これは一定の期間を設けましてその目的を達する企画がほとんどであります、現在まで約百五十程度の企画があつたのではないかというふうに承知しております。

また、目的の内訳は大部分が旅行でありますと
約九割が旅行目的、それ以外に観劇でありますとか車検費用でありますとか耐久消費財の購入とかいろいろあるようございます。

○菅野委員 海外旅行などをするために貯金をするということが大義名分になつてゐるというふうに思うのですが、今東京郵政局がやつてゐるものに「親子で行くオーストラリア体験旅行」というものがあります。この種のものは、例えばソウル・オリンピックのときはソウル・オリンピックを見に行くためのオリンピック貯金というのがあります。今はバルセロナ・オリンピック貯金というのもあるそうなんですが、それ意外にもカナダでスキーリゾートとか、また海外旅行だけでなく沖縄旅行とか九州旅行などというのもあるとうふうに聞いておりますし、私も現にいただいております。

今御説明があつたように貯金といふ名前がついているわけなんですが、しかし実態は、今言いましたここに東京郵政局がやつている「親子で行くオーストラリア体験旅行」というものがあるので、これが宣伝物を見ますと本当に普通の旅行会社の宣伝物と全く変わらないといふうなものの

で、積み立てる場合もあるようですが、このケースは旅行代金である七十万円を一括して貯金するというのもなんですね。要は旅行業者である近畿日本ツーリストに払うお金を郵便局に払っているというだけのものだということなんです。

問題なのは、これを郵政職員、特に一番の現場である特定局の職員が募集して回るということになつていています。だから郵政省の職員が近畿日本ツーリストや日本旅行のツアーを募集して歩いているということに実態としてはなつていていますね。貯金という名前がついているけれども、特定の旅行業者のツアーへの参加を郵政省の職員が業務として行う、一生懸命募集しているということになつていてるわけなんですね。けれども、国営事業である郵便貯金としてこういうことは一体どうなんだろうかというふうに率直に疑問に思つたのですが、その点はいかがでしょうか。

○松野(春)政府委員 今、東京郵政局の事例で具体的な御指摘がありましたが、事例は事例といたしまして、物の考え方でございますが、目的貯金と言います以上、郵便局の目的は貯金に御加入いただき、これが本来業務でありますから、それはきつとけじめをつけておく必要があるだらう。したがつて、旅行契約そのものは旅行会社が直接お客様と契約を行う、ここはやはり一つの両者のけじめだらうと思います。

その上で考えます場合に、これは民間金融機関の場合も同じであります、個人のお客様とのコネクションを深めるというふうなことでいわゆるリテール戦略というのがどんどん活発になつてきております。郵便貯金といたしましてもこういうお客様の貯蓄目的あるいはニーズに応じて楽しむながら貯金ができる商品提供ということは、私はこれ自身はむしろ大変結構な施策であろうと思ひます。

ただその場合、私どもは旅行の情報を提供する。郵便局が御提供する。私どもは貯金にお入りいただくということがこの制度の肝心な点であろうといふうに認識しておる次第でござります。した

がいまして、こういう場合には、貯金の用途は常にお客様の任意でございますから、旅行に行くかないかも含めて最終的にはそれはお客様の任であります。

○菅野委員 契約は旅行社とで、あくまで郵便局としては貯金という側面というお答えだったのですけれども、現場の実態というのは郵便局の職員が旅行ツアーの募集をしているとのと変わりがない状況があるわけですね。だからツアーの人數が足りなくなると特定局の局長や職員が自分のお金と自分の有給休暇を使って行かざるを得ないというふうなこともしばしば出てきているということなんです。

こうのことになりますと、海外旅行のための貯金ということでかなり前からお金を集めているわけなんですね。参加人員が少ないから中止というわけにもいかなくて、ついつい必死になつて募集をし、最終的には職員が参加対象になつて、悪いけどあんた行つてくれぬかといふことになつて行くということになつてゐるようなんですね。しかも、こういう形で旅行に参加した職員というのはどつちかというと募集の側に立つてゐるものですから、主催者側の職員といふことで、旅行中はツアー参加者の世話係になつてしまふ。何で自分のお金と休暇を使って団体旅行の添乗員みたいなことをせぬとあんのかといふことな訴えがあるわけなんですね。

ですから、こういう実態というのは今おっしゃられた局長さんの話とは大分違うのじゃないかと思うのですが、本省としてはこれをどういうふうに御認識しているのか、率直にお伺いしたいと思ひます。

○松野(春)政府委員 先ほどの御説明の中で、過去には百五十件くらいこういう企画があつたようである、現在本省でどのくらい承知しているかといふと、約六件程度、全国レベルのもの、地域

管内レベルのもの、いろいろあるようであります。これをやります場合に、先ほど一部御説明申し上げましたが、例えばタイアップする等の場合に行かないかも含めて最終的にはそれはお客様の任でどう判断されるかということで、郵便局の役割は今私が申し上げたようなことを念頭に置いて対処すべきものであろう、またそういう制度であろうというふうに思つております。

○菅野委員 契約は旅行会社とで、あくまで郵便局としては、ある特定の業者に偏りでないが悪いとは思いません。

ただ、その対応の中で、やはり国営事業でありますから、これはあらゆる場合に言えることになりますが、節度と品位というのを十分意識してやらなければいけない。また、この施策をやることによって、逆にそれが自分の、本来といつたらおかしいのですが、日常の業務に支障を与えるようなことがあります。これが日々の業務に支障を与えるようになりますが、これが当然のことでありますが、よく踏まえて推進してまいらなければいけないふうには感じております。

○菅野委員 今お話をあつたように、お客様のニーズに合つたことをということで合理化されてしまうことがあります。これがどういう性格になりますが、よく踏まえて推進してまいらなければいけないふうには感じております。

○菅野委員 今お話をあつたように、お客様のニーズに合つたことをということで合理化されてしまうことがあります。これがどういう性格になりますが、よく踏まえて推進してまいらなければいけないふうには感じております。

まして昨年来の論議の中で指摘していますように、特定局の窓口というのは大変混雑しているとすることがあるわけで、それを横目に団体旅行の募集をしていて、職員に休暇をとらせて穴埋めに参加をさせるとかといふことになります

私は、これは事実を調べてみたいと思います。○菅野委員 一般に募集活動等を業務としておりますために、正規の予算におきまして、手当だつたら単位で、しかも商品券を出でくらなければいけない。これは商品券ですから、職員に対する正規の手当ではありません。これは商品券なのかな、郵政省の予算上は

どういうところからこれは出されているもののか、ぜひ明確にしていただきたいなと思います。

○松野(春)政府委員 一般に募集活動等を業務としておりますために、正規の予算におきまして、手当だつたら単位で、しかも商品券を出でくらなければいけない。これは商品券なのかな、郵政省の予算上は

ただいま私が御説明したようなことで特段の問題はないのではないかというような認識でおりますが、せっかく先生のあれでありますので、なまづちょっとと目配りして私自身で調べてみます。

○菅野委員 もう一つこれに聞する問題があるのですが、それは今も例に出しました親子で行く

オーストラリア貯金というのなんですか。これはどういふうな性格のお金かなというのを疑問に思つてます。これは商品券ですから、職員に対する正規の手当ではないということは明白だと思うのです。これはどういふうな性格のお金かなというのを疑問に思つてます。

○菅野委員 これは商品券なのかな、郵政省の予算上は

どういふうな性格のお金かなというのを疑問に思つてます。これは商品券なのかな、郵政省の予算上は

どういふうな性格のお金かなというのを疑問に思つてます。これは商品券なのかな、郵政省の予算上は

どういふうな性格のお金かなというのを疑問に思つてます。これは商品券なのかな、郵政省の予算上は

どういふうな性格のお金かなというのを疑問に思つてます。これは商品券なのかな、郵政省の予算上は

どういふうな性格のお金かなというのを疑問に思つてます。これは商品券なのかな、郵政省の予算上は

わけなんですけれども、これは大臣としても、こういうことについてどうお考えになるのか、この

うだつたのでしょうか、お尋ねをいたします。

します。

○松野(春)政府委員 その報道、私も読みました。それから、その報道を見て私に対し電話で意見を申されてきた方もおりました。調べましたところ

○関谷国務大臣　金融制度調査会で相互乗り入れについての審議が行わわれてゐるということは伺つておるわけでございまして、中井先生御両商のこ

また絡んでくるわけでございまして、非常に難儀な問題が今出てきております。ですから今が一番、またそういう意味におきましてどのようないき方を二つこうが進むべきか、都文省がどうの

○閔谷國務大臣　熱意が行き過ぎますとそういうようなことが出てきたところもあるのがもしません。また、先生の今までの論旨をずっとお聞きいたしておりまして、私たちには、善意の熱意で努力をしたことが行き過ぎるといいましょうか、ま

る、その局の方針としてそんなものは持っていないということですが、その方が見えたとき窓口でそのように誤解を受けてもしょうがない。うな発言をしたという経緯は事実あつたようになりますので、そこは厳しく指導しておきました。

の問題と、先ほどまで各先生方が御質疑をされた、環境の変化に対して郵政関係のもろもろの問題がどのように対処していくべきかといふようなことにも関連をしている問題だと私は思つたでございます。

うな考え方方で進めていくかという大変な重要な時期に来ていると思うわけでございまして、そういう点から、先ほどの審議会の答申等々あらゆる角度から意見を集約いたしまして対処していくかなればならない、そのように考えております。

た違った角度から見ればいさきが行き過ぎではないかというような見方も出てくるということを痛感いたしました。したがいまして、そういう角度から、問題点につきましてはるる調べて対処をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、先ほど局長が答弁いたしましたように、国の行う事業でございますから、そこにはおのずから範囲というものがありますし、品目と節度といふものをきちっと守りながら、そこにはおのずから範囲といふものがあります。

それとは別の問題で、ちょっと窓口でいろいろあつたようなことが背景にはありましたかとは思いますが、対話の中で、誤解を招くにしては少し、全国の郵便局でそんなことを扱っているみたいなんですねとされるということはまさに遺憾なことがあります。今後十分留意してまいりたいと思っています。

○吉野委員 そういうことであつたら、その点はいいと思います。

いずれにいたしましても、業態間の利害の調整に終わるということだけではなくして、この垣根問題をどのようにやっていくか、相互乗り入れをどのようにやっていくか、そして、それを進めた場合に、小口預金者の利益の増進につながるということであれば、私はなおその方向に進めていけばいいのではないかと思うが、そのように思つておられますので、もちろん環境変化も考えつつ、やはり前向きで進めていかなければいけないではないだ

○中井委員 お考えをお持ちであるのかないのか、さっぱり見えてこない御答弁であります。毎年の大蔵省との交渉等大変難しいことは承知いたしております。しかし、どこかで、郵政業務とどうのはこういうところで国民の支持を得るんだというビジョン等をお持ちいただいて、その方向で、また私どもも御支援をさせていただきて進んでいただく、こういうことが必要ではないかと考えておりますので、御研究をいただきたい、このようにもう一つは、マスコミ等で少し報じられており思ひます。

毎日新聞の投票欄に載つておおりましたのでお目に
とめいらっしゃる方も多いのじゃないかと思う
のですけれども、埼玉県の主婦の方の投票なん
ですね。

う意識が先行してこんなふうな批判を国民から受けたということになつては、事業にとって非常に大きなマイナスにならうかと思ひますので、その点を踏まえて今後とも御指導していくべきだたいと、いうことを重ねて強調いたしまして、終わります。

尋ねをいたしたいと思います。

○野中委員長 次に、中井治君。

は、この枠を拡大するということに大いに賛成で
あり、拡大をした中で多様な国民サービスを行つ

行つた。貯金すると、息子が前から欲しがつていたかわいい動物の貯金箱が郵便局からいただけると聞いていたので、窓口の職員に尋ねたら「大きい子が十万円以上貯金したらあげることになつて

大蔵省の金融制度調査会の方が盛んに議論を重ねまして、銀行と証券あるいは生保と損保の相互参入、大きく前進しようといったしております。また、生保と損保等の金融業務への参入等も議論に

てくれると同時に、民間の会社と共存共栄をしていただく、そして、よりよいサービスを結果としてもたらしてくれる、このことを望むわけあります。

うふうに書いておりまして、子供の貯金で十万円以上という制限が果たして妥当だらうかみたいな、そんな御指摘もあるわけなんですね。

なつておると聞いております。私が言うまでもなく、郵政省は世界で最大の貯金を持ち、また世界で最大の資金量を持つ保険も持っております。変わった形で国の事業として銀行あるいは保険、こういう業務をおやりになつてているわけであります。それをつかさどる大臣として、各銀行、証券、生保、損保、これらの相互参入問題についてどのような御所見をお持ちであるのか、お尋ねをいた

大臣としては、こういう金融界の大変革期に当たつて、郵政省の業務をどんな点で、どんな順番で拡大をしていくのが適切だと頭の中でお考えか、これがまず第一点であります。

○閣谷国務大臣 御指摘の問題は大変難しいところがあると思うわけでございまして、この業務の拡大、そしてまた、今度は時短の問題とか、あるいは週休二日制の問題とか、そういうようなものも

がつて、私自身の研究会でございますが、郵便貯金に関する調査研究会の中の専門委員会で、今この流動性預貯金金利の自由化についてどうあるべきかという研究をしております。それから大蔵省までおきましたが、俗に金問研と称しておりますが、やはり専門的な権威のある調査会がございまして、ここでも何回かにわたりまして今研究を進めております。恐らくことしの夏ごろまでには両研

究会とも何らかの中間報告が出されるであろう。それを見てまた我々も対処しますが、今の動きからしますと、新聞等で時々、どういうサイドから別にしまして流れております情報は、今の通常郵便貯金なり普通預金に二段階を設けて、貯蓄性の高いもの、決済性の高いもの、貯蓄性の高いものについては高金利をつけて、ただし一定の決済の限度を設けるというふうなことが流れておりますが、まだ白紙状態であります。今、恐らくいろいろな各層にわたります民間金融機関の中で、どういうふうに足並みをそろえていくかというところに重点を置いていろいろな調整がされておる中の一こまの状況だらうと思います。

郵便貯金のサイドで考えますと、実は私ども、通常貯金に比較的高い金利で、今金利をつけておられます。これは、私どもの貯金は、民間の普通預金に比べて一層滞留性が高い、滞留期間が長いといふ点で、貯蓄性に着目してかねてから行つております制度です。それに加えて、この定期性預貯金の範疇でまだ議論が終わつていません定額貯金という主力商品を抱えております。流动性と定期性とを両方兼ね備えたような定額貯金についてどうするか、これが今後の大変大きな検討課題であると思ひます。

いずれにしても、流动性預貯金自由化につきましても、郵政省としては、やはり小口の預金者の方々の利益を守るという基本的立場から、積極的に進めるべきであるという基本的なスタンスで臨んでいます。

○中井委員 お話を聞きますと大変難しい段階で、微妙な御答弁であります。しかし、官民同一商品でいくといつては賛成、しかし、官民同一商品でいくといつては郵便貯金の特殊性から見てなかなか難しい、郵政は郵政で、別の形でいきたい。

同時に、お話をなかったのですが、口座手数料等についてもちよと違ひがあると聞いておりますが、その点、もう一度御確認で御答弁いただきます。

○松野(春)政府委員 やはり流动性預貯金が、こ

れは官民間わず一般的に定期性よりも金利は低うございまして、しかし、金利は低くもある一定の滞留預金額が望めるという商品であれば、当然コストが従来安かつたわけであります。今後自由化されるに従つてコストがアップしてくるであろう、したがつて、経営上の要請もあり、いたくべき手数料はいただきたいという議論の中で、口座維持手数料の問題が、特に今の大蔵省サイドの研究会の中から出てまいっております。

私どものかねてからのスタンスは、口座維持手数料を金融機関が取るかどうかにつきましては、私はいいとか悪いとかは申し上げるつもりはないのでございます。やはり自由化でありますから、金利のつけ方と手数料のつけ方が相関関係にありますから、全体として利用者にどういうサービスを提供するか。場合によればある程度差別化された形でいろいろな商品が出てくることが自由化の一つの現象だらうと思うのですが、郵便貯金に限りますと、小口の出し入れが大変多くございますので、その回数を制限して、超えると口座維持手数料をいたゞく、ということにつきましては、非常に消極的といいますか慎重に考えざるを得ないというのが現在のスタンスでございます。

ただ、今後、先ほど申し上げましたように双方のいろいろな立場が研究会の報告等をもとにあつて、全体の預金量の中でどのくらいのパーセントを占めておるのか、そういう数量はわかりますか。

○松野(春)政府委員 これも、実は御説明する前に承認を申し上げておかないといけないですね。ですが、現在私どもこういう金額段階別の分布状況を把握するシステムを今構築中でございまして、大変膨大な量でありますからオンラインシステムの中に現在まだ組み込んでございません。平成七年までにはこういうシステムを完成する予定です。

ということで、今先生のお示しの数字を、ごくラフな推計であります。やるとしたら一部のサンプリング調査の結果の状況で推しはかるしかねわけであります。平成二年の十月に無作為で若干のサンプリング調査をやった利用状況調査によりますと、貯金残高のうち預入限度額七百万円に張りついているものが約一二%というのが調査結果であります。しかし、これはサンプリング調査でありますから、この席でもしあえて申し上げますと一〇%前後が限度額に張りついておるのか

ませんが、そういうふうに言えようかと存じております。

○中井委員 そうしますと、例えばゆうゆうロードがありまして、それらの方々には郵便局におきまして再度預入勧奨ができるという点では営業活動の大きなプラス材料になるであろうと思いま

す。また、けさ方からるる御説明申し上げておりますが、家計の平均貯蓄目標額というのもも年々上がってきておりますので、その意味からも、自由化を目前に控えておりますが、利用される方々と郵便貯金を経営する我々とのサイドで、この限度額の今回の御検討をいただいております一千万円という額につきましては、ほは現状においてまずまずの水準ではないかなというふうに考えております。

また、けさ方からるる御説明申し上げておりますが、度額の張りつき状況につきましても、やはりサンプリング調査結果による推計値を申し上げる以外にございませんが、現在の把握しております数字は約二八%、それでこちらの方が相当高いデータを示しております。ゆうゆうローンの二百万円の貸付限度額の張りつき状況は利用件数の中の約二八%ということでございます。

○松野(春)政府委員 ゆうゆうローンの貸付限度額の張りつき状況につきましても、やはりサンプリング調査結果による推計値を申し上げる以外にございませんが、現在の把握しております数字は約二八%、それでこちらの方が相当高いデータを示しております。ゆうゆうローンの二百万円の貸付限度額の張りつき状況は利用件数の中の約二八%ということでございます。

○中井委員 私どもは、郵政省というものは大変細かく計算をなさる、前にもこの委員会でも申し上げたのであります。私の本家なんかも切手の販売をやっておりまして、一枚破つても大変なことになります。労働組合の方の議論を聞いておつても、全郵政と全通の方の議論が一番細かいのであります。非常にきちつと数字を合わされる。しかし、こういうトータルでの統計だとか数値だとかが出てない、あるいはサンプリングしかやってないというのとは信じられないであります。

大蔵省やら金融業界といろいろな折衝をしたり交渉したりするときには、私どもは、そういう數値をきちつとつけておやりになつて、もう限度額なんかでも七百万いっぽい人はどのぐらいいるんだといふようなことも含めて数字を突き詰めて交渉されておるのだ、またそれをもとに法案をおつくりになつておるのだと考えておつたのであります。が、びっくりいたしました。大変な金額を運用なきりお預かりなさつておやりになつてい

るところがそういうデータがないというのは、大臣、どうなんですかね。まあ七年までにできると

いうことなんですが、ちょっとこれびっくりしてどう質問していくかわからないような状況でござ

います。

○松野(春)政府委員 どうしてもこれまでの経験の御説明になりますけれども、私ども、今通常郵便貯金口座を約七千三百万口座強と申しますが持っております。それから、それ以外に定額証書等もオンライン化して全国即時にいろいろな計算ができるようになっております。こういうストレートな業務運行面でのシステム構築に実は大変な時間と労力を費してまいりました。これから必要となりますのは、先生御指摘のように経営情報をどうやって把握するかという点が第一であります。同時に、その数字をいろいろ加工いたしまして営業支援の情報などをどうやってシステムから利用できるようになるかということです、それを実は現在基本設計中であります。なかなか世帯が大きいものですから時間がかかりますが、あとしばらくお待ちいただければ立派な数字を御用意できるようになると思いますが、少しお時間をかしていただきたいと存じます。

○中井委員 もうそういうお答えなら結構ですが、

膨大な数量であるだけに余計そういうデータをき

ちつとブツインをして分析をしていく、このこ

とが逆に大事じゃないか。平成七年と言われてお

りますが、できる限り早くそういう制度をつく

り上げていただきたいと存じます。

あと、二、三お尋ねをいたします。

進学資金の貸し付けの実績を見させていただき

ますと、いろいろと御議論はあつたと思いますが、

公庫はどんどんふえてくる、郵政省の窓口でお

使いいただくというのはどんどん減つておる、こ

ういう状況であります。今回制度を変えるわけであります。これはもう言うまでもなく、貸し付

けの複雑さ、あるいは預金をしていかなければ貸

してくれない、公庫へ行けばそのまま貸してくれ

るということですから、だれしもが公庫へ行つて

しまうということもあります。そう

いう制度的な欠陥がある中で改正をやるわけであ

りますが、この改正の中で貸し付け等をどうやつ

てふやされようとお考えになつておるのか、お尋ねをいたします。

○松野(春)政府委員 先生ただいま御指摘いたしましたように、私も五十三年に創設されました進学積立郵便貯金が五十八年をピークとしまして漸減傾向にあります。平成元年度の新規利用件数は七千件という数字であります。率直にこれを反省しておるわけでございますが、その原因としていろいろありますものをやはり改善していくかなくてはこれに対応できないことであります。今回、制度面につきましては法律上お願いしております貸付目的の拡大、進学時だけでなく在学時まで含めた拡大ということは大変意味のあることであろうと思います。

それから、国民金融公庫の方からも同時にいろいろな制度改善をやっておりまして、政令レベル

で

いろいろあります。貸付対象校の拡大、例えば從来予備校等は対象外だったわけですが、これも入れるというふうに各種学校まで幅を広げて範囲を広げるという改善もやっております。また、期間等につきましても改善しておりますし、限度額を、私どもの積立貯金の、従来は百八万円までが限度額であります。これを今回百五十万円まで上げました。と同時に、それに見合いまして国民金融公庫の貸付額が、同額で限度額が設定されますので、今度限度額を百五十万にしますと三百万円まで、自己資金が半分、貸し付けが半分というところで、利用しやすくなるのではないかという点が一つ。

しかし何といましても、けさ方から実はその

点につきましていろいろ厳しい御指摘もあるので

すが、私どもの日常の定額貯金なりMMC貯金のPRにややかまけまして、この進学積立貯金等の周知あるいは募集等におきまして、やはり少し従来行きて居ていらない面があるということは十分承知しております。ちょうど今回の改正を機に御審議をいただいて幸いこれが成立しました場合には、ひとつせつかのいい機会でありますから、今度こそしつかりその点も踏まえて積極的に対応して

いきたいと思います。

○中井委員 この国金の制度も、最初のころ随分利用者が少なかつたのです。私どもの事務所の者なんかも国金へいろいろな御無理をお願いに行きましたら、三月ごろになると向こうから参られまして、後援会の方でお使いいただけぬかと言つて随分パンフレットやら置いていたりいたしました。初めのころは随分苦労なさったのを承知をいたしております。制度的にはやりにくさはいろいろありますけれども、せいぜい頑張つていただきたいと思います。

○野中委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○中井委員 この国金の制度も、最初のころ随分

利用者

が少なかつたのです。私どもの事務所の者

なんかも国金へいろいろな御無理をお願いに行きましたが、これはお話をあつたかと思つて

うのですが、例えばどういう会社を対象としてお選びになろうときれているのか、あるいは幾つぐらいの局で何年間にわたりておやりにならうとしているのか、具体的な準備の計画をお聞かせをいたさいます。

○松野(春)政府委員 年度の途中であります。本年度は全国百局において実施したいと考えております。その百局もできるだけ各県漏れなく一応配置しておきたいというふうに考えております。

お示しの旅行小切手の場合であります。これを今、日本の中でも発売されておる機関は九つでござります。邦銀関係が四、それから外銀関係で五

であります。九種類の旅行小切手が発売になつております。

私はも、一応契約を結ぶ基準としまして、例えば郵政省との取引を希望しておられる、あるいは小切手の用紙がスムーズに配備できる、あるいは郵政省との連絡体制が確立できる、それから指定した場所及び日時に取引が可能であるかないか、決済が郵政省の決済方法に合致するものであるかないか、当然のことであります。こういう物差しをもとに勘案して選定したいと思います。

○園田委員 駄目な議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○野中委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、園田博之君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○野中委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○野中委員長 これより両案について討論に入る

のであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

慮すること。

一 豊かな国民生活の基礎となる社会基盤整備に資するため、郵便貯金の増強に積極的に努めること。

一 国民の利便の向上に資するため、家計を支援する新しい貸付サービスや長寿社会に対応した商品の提供、公務員の給与振込みの実施など商品・サービスの多様化を推進するとともに、家庭でも広汎な金融サービスの利用が可能となるようオンライン・システムの一層の高度化を図ること。

一 健全な事業経営を確保するため、金融自由化対策資金の運用規模の拡大と運用対象の多様化を行うとともに、郵便貯金資金を地域の振興等に一層活用できるようにするなど、資金運用制度の改善・充実を図ること。

以上であります。

○野中委員長 このにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○野中委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、閑谷郵政大臣から発言を求めておりますので、これを許します。閑谷郵政大臣。
○閑谷國務大臣 ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御札を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて賜りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分

に尊重してまいりたいと存じます。

○野中委員長 次に、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野中委員長 電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。閑谷郵政大臣。

○野中委員長 電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたしました。閑谷郵政大臣。

〔本号末尾に掲載〕

○閑谷國務大臣 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一改正の発効に備え、義務船舶局等の無線設備の条件及び遭難通信責任者の配置について定め、並びに船舶局等の運用に関する規定を整備する等のため所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第六条第一項第七号中「第三十二条及び第三十三条」を「及び第三十二条」に改め、同条第三項

の所要の機器を備えることとしております。

第一に、無線設備を設置しなければならない船舶局には、それが故障した場合に備え、予備設備の設置等所要の措置をとることとしております。

第二に、新たな海上安全システムで用いる無線設備については、郵政大臣の行う型式についての検定に合格した、信頼性の高いものを施設する」ととしております。

第四に、国際航海に従事する旅客船等については、遭難通信を確実に行うための無線従事者を配置することとしております。

第五に、最近の無線設備の自動化の進展等に伴い、船舶局については、人を配置して義務的に運用しなければならない時間を撤廃することとしております。

第六に、遭難通信の確実な疎通のため、船舶局等が遵守すべき周波数及び時間に関する規定を整備することとしております。

第七に、遭難通信の確実な疎通のため、船舶局等が遵守すべき周波数及び時間に関する規定を整備することとしております。

第八に、この法律の施行期日は、平成四年二月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なお、この法律の施行期日は、平成四年二月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○野中委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十八日木曜日午前九時五十分理事会午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

電波法の一部を改正する法律案

○閑谷國務大臣 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一改正の発効に備え、義務船舶局等の無線設備の条件及び遭難通信責任者の配置について定め、並びに船舶

局等の運用に関する規定を整備する等のため所要

の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、無線設備を設置しなければならない船舶局には、遭難通信及び一般通信を行つた

を次のよう改める。

3. 船舶局(船舶の無線局のうち、無線設備が遭

難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。以下同じ。)の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 その船舶に関する次の事項

ハ 総トン数
イ 所有者
ロ 用途

ト 航行区域
ホ 主たる停泊港
ヘ 信号符号

チ 國際航海に従事する船舶であるときは、その旨

リ 船舶安全法第四条第一項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨

トとした措置

その旨

二 第三十五条の規定による措置をとらなければならぬ船舶局であるときは、そのととのった措置

リ 船舶安全法第四条第一項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨

トとした措置

リ 第十一条中「通信長」を「遭難通信責任者」に改め

第三十三条を次のよう改める。

(義務船舶局の無線設備の機器)

第三十三条 義務船舶局の無線設備には、郵政省令で定める船舶及び航行区域の区分に応じて、送信設備及び受信設備の機器、遭難自動通報設備の機器、船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器その他の郵政省令で定める機器を備えなければならない。

第三十四条を削り、第三十三条の二の前の見出

しを削り、同条中「義務船舶局」の下に「及び義務船舶局のある船舶に開設する郵政省令で定める船舶地球局(以下「義務船舶局等」という。)を加え、同条第一号中「受信に際し外部の機械的雜音その他の雜音により」を「当該無線設備の操作に

際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による」に改め、同条第三号中「又は温度」を「温度

その他の環境に改め、同条を第三十四条とし、同条の前に見出しとして「（義務船舶局等の無線設備の条件）」を付する。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 義務船舶局等の無線設備については、郵政省令で定めるところにより、次に掲げる措置のうち一又は二の措置をとらなければならぬ。ただし、郵政省令で定める無線設備については、この限りでない。

一 予備設備を備えること。

二 その船舶の入港中に定期に点検を行い、並びに停泊港に整備のために必要な計器及び予備品を備えること。

三 その船舶の航行中に行う整備のために必要な計器及び予備品を備え付けること。

四 第三十七条第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器（第二号及び前号に掲げるものを除く。）

六 第三十四条本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器

第三十九条第一項、第四十八条の二第一項及び第二項第一号並びに第四十八条の三第一号中「船舶局の」を「義務船舶局等の」に改める。

第五十条の見出しうを「（遭難通信責任者の配置等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

旅客船又は総トン数三百トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における第五十二条第一号から第三号までに掲げる通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、郵政省令で定める無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

第六十一条中「呼出」を「呼出し」に改め、「補助設備」を削る。

第六十二条第二項中「海岸局」の下に「（船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）」を加える。

第六十三条の見出しうを「（海岸局等の運用）」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項を同条とする。

第六十五条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「周波数（同表の三の項に掲げる無線局にあつては、同表の下欄に掲げる周波数とする。）の指定を受けている」を削り、「時間中」の下に「同表の四の項に掲げる無線局にあつてはその運用義務時間（無線局を運用しなければならない時間をいう。以下同じ。）」を加え、「聽守しなければ」を「聽守（同表の四の項に掲げる無線局にあつては、警急自動受信機による聽守を除く。）をしなければ」に改め、同項の表の一の項中「指定を受けている周波数のうち」を削り、同表中百五十六・六五メガヘルツを

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。（経過措置）
2 電波法第十三条第三項に規定する義務船舶局（以下単に「義務船舶局」という。）であつて、平成七年一月三十一日以前に建造され、又は建造に着手された船舶のものについては、船舶局無線従事者証明に開する事項を除き、平成十一年一月三十日まで（当該義務船舶局が同日前に改正後の電波法（以下「新法」という。）第三十三条の規定により備えなければならないこととする機器を備える場合にあつては、当該機器を備える日まで）は、なお從前の例による。

3 前項の規定によりなお從前の例によることとする義務船舶局には、同項の規定にかかるわざ、新法第三十三条の規定により備えなければならないこととされる機器のうち、遭難自動通報設備の機器及び船舶の航行の安全に関する情報受信するための機器であつて郵政省令で定めるものを平成十一年一月三十一日前の郵政省令で定める日までに備えなければならない。この場合において、当該郵政省令で定める機器（船舶の航行の安全に関する情報を受信するためのものに限る。）は、新法第三十七条第五号に掲げる機器とみなして、同項の規定にかかるわざ、同条の規定を適用する。

4 新法第三十七条第五号並びに第六号の規定により新たにその型式について郵政大臣の行う検定に合格したものでなければ施設してはならないこととされた無線設備の機器（次項において「新たな検定対象機器」という。）であつて、この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格したものは、同条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

5 この法律の施行の際現に船舶に施設している新たな検討対象機器であつて、この法律の施行前に改正前の電波法（次項において「旧法」という。）第十条又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に施設している間は、

6 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明について郵政大臣がした処分、手続その他の行為は、それ新法又は新法に基づく命令の相当規定によりしたるものとみなし、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明を受けようとする者又はこの法律の施行の際に船舶局無線従事者証明を受けている者がした申請その他の行為は、それ新法又は新法に基づく命令の相当規定によりしたるものとみなす。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附屬書の一部改正の効力を備えるため、義務船舶局等の無線設備の条件及遭難通信責任者の配置について定め、並びに船舶局等の運用に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 船舶局	
四 海岸局	五百キロヘルツ又は郵政省令で定める周波数
三 船舶局	百五十六・六五メガヘルツ
二 船舶局	五百五十六・六五メガヘルツ及び郵政省令で定める周波数

に

第三十四条本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器
第三十九条第一項、第四十八条の二第一項及び第二項第一号並びに第四十八条の三第一号中「船舶局の」を「義務船舶局等の」に改める。
第五十条の見出しうを「（遭難通信責任者の配置等）」に改め、同条第一項を次のように改める。
旅客船又は総トン数三百トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における第五十二条第一号から第三号までに掲げる通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、郵政省令で定める無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
第六十一条中「呼出」を「呼出し」に改め、「補助設備」を削る。

（施行期日）

附 則

5 第六十五条第一項及び第四項を「第六十五条第一項」を削る。
6 附則第十三項中「第五十条第一項、第六十三条

同	第七号中正誤
ページ	段 行 誤
二	二 四 実施主体
天	一 元 誤
四	三 三 過程
三	三 テレテ
二	二 正
一	一 正
四	三 テレビ

平成三年四月二十四日印刷

平成三年四月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P